

飯島町都市計画マスタープラン（改訂）

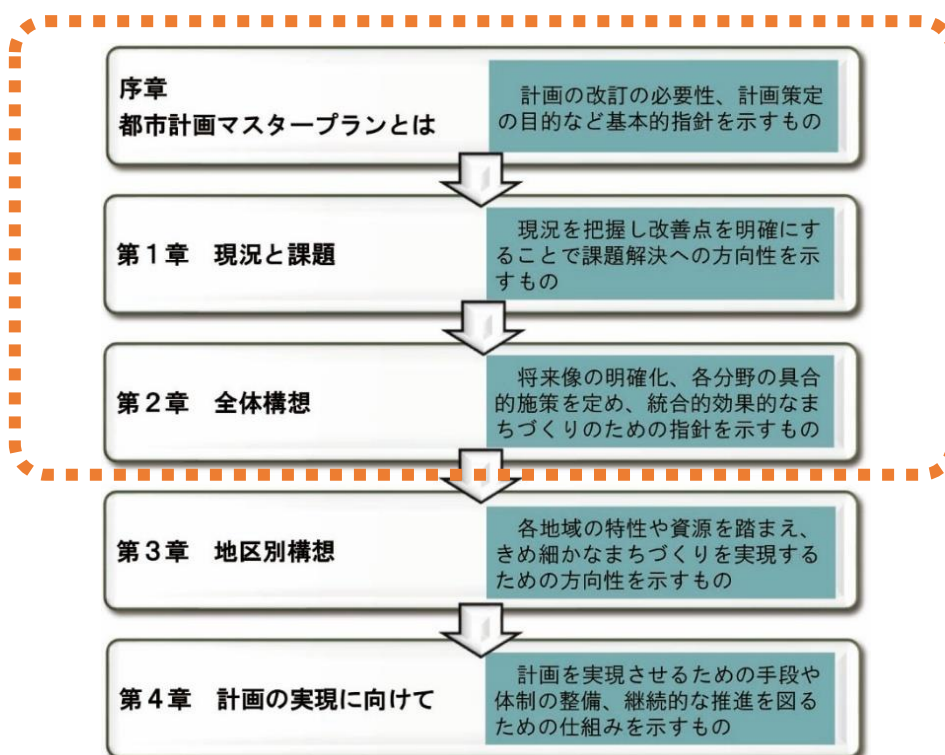
序章 都市計画マスタープランとは

1 計画の背景及び目的の検討

（1）都市計画マスタープランの構成

本計画の全体の構成は現計画と同様とし、以下に示す序章を含め 5 つの章の構成とする。ただし、今後の検討状況により、変更することもある。

今回の委員会の協議項目は、序章から第 2 章（全体構想）までの内容とする。



図表 1. 計画書の構成（案）

（2）計画目標年度

飯島町都市計画マスタープランは、概ね 20 年の計画期間を見込み、まちづくりの長期的な方向について示すものである。計画期間は、令和 8（2026）年度を初年度とし、概ね 20 年後の令和 27（2045）年度を目標年度とする。

また、経済や社会の変化及び都市計画など関連する法的な更新等に伴い、必要に応じて計画の検討・見直しを行い、整合を図ることとする。

(3) 飯島町都市計画マスタープラン改訂の目的

都市計画とは、「健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保」を基本理念としており、住民生活や産業、その他の様々な活動が快適で効率よく、かつ安全に営まれるように都市の発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成していくことを目指すものである。

市町村都市計画マスタープランは都市計画法（以下「法」という）第 18 条の 2 に基づくものであり、市町村総合計画ならびに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即した、市町村の都市計画に関する基本的な方針に位置付けられる。

これは、住民に最も近い立場にある市町村が、住民の意見を反映したまちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、それぞれの地区のあるべきまちの姿を定めるものである。

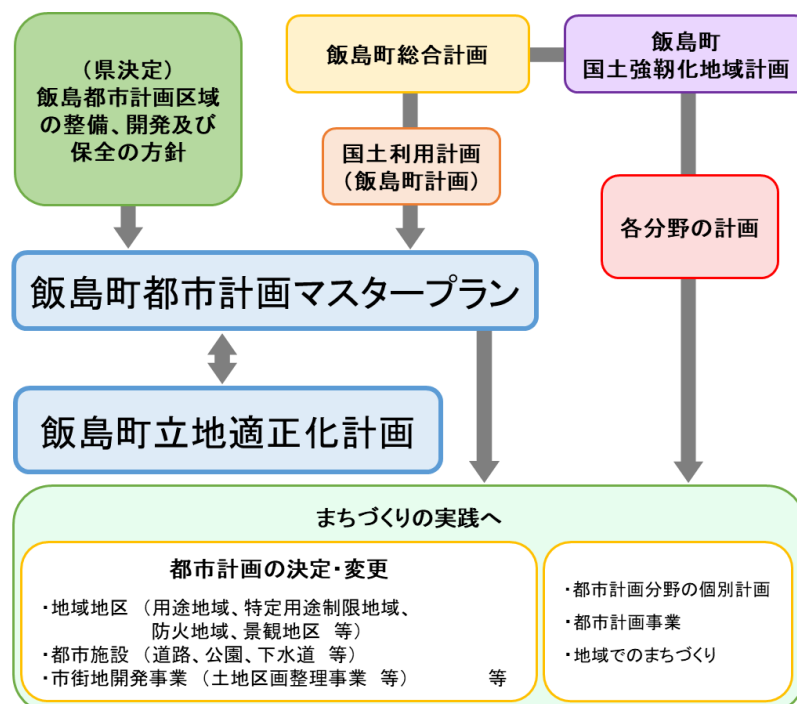
また、法 18 条の 2 第 4 項に定めるとおり「市町村が定める都市計画は、この基本方針に即したものでなければならない。」としている。

飯島町は、平成 16（2004）年度に「飯島町都市計画マスタープラン」を策定し、都市計画分野における指針として役割を担ってきた。策定から 20 年余りが過ぎたが、その間には人口減少の到来や少子・高齢化、多くの災害や事件の発生から安心・安全への意識の高まり、持続可能な開発目標（SDGs）の理念の実現など、町民を取り巻く環境は大きく変化している。

さらに、近年における目まぐるしい社会構造の変化や高度情報化、価値観の多様化など、町を取り巻く社会情勢の変化に対応した計画が必要となる。

そのため、「飯島町総合計画」に即した都市計画に関する基本的な方針を定め、町民と行政が一体となったまちづくりを進めるための指針として、「飯島町都市計画マスタープラン」を改訂する。

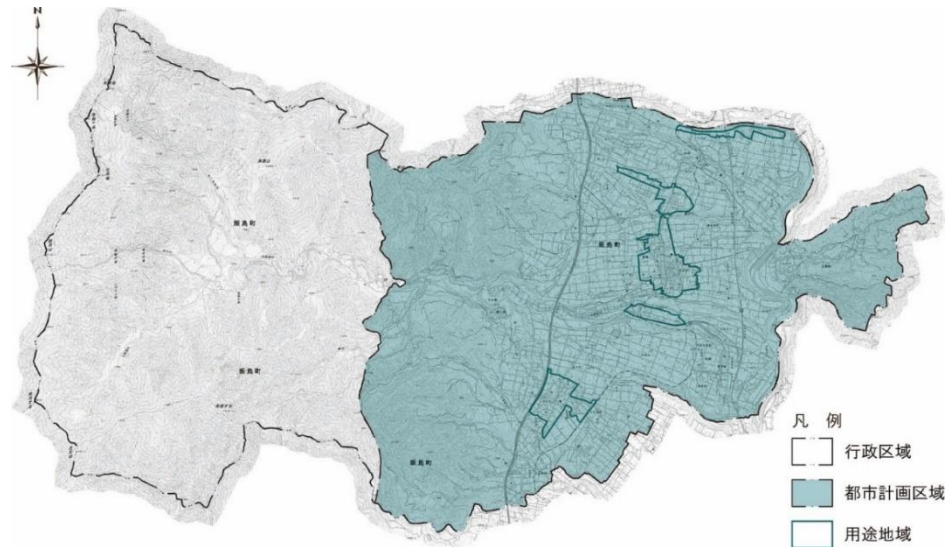
上位計画等と本計画との関連性について、以下に図示する。



図表 2. 計画の位置づけ

(4) 計画対象区域

飯島町都市計画マスタープランの計画対象区域は、都市計画区域（面積 4,608ha）とするが、行政区域における自然的要素も十分に考慮した計画とする。



図表 3. 計画対象区域

(5) 改訂にあたっての基本的視点

改訂にあたって考慮すべき視点として、現計画が策定された当時は、人口や財源の減少・低迷について認識しつつも、「減少」や「維持」といった消極的な表現を避け、「成長」や「拡大」を見込んだ施策を目指した。

現在では拡大路線から「持続可能な社会の実現」へとシフトすることが求められ、その変化をしっかりと反映させた改訂とすることとした。

また、近年多発した自然災害により、防災や地球温暖化対策への住民意識が高まっており、当時は重要視されていなかった都市防災やゼロカーボンに関する事項も新たに取り入れることにした。

さらに、土地利用規制や都市計画事業の実施において、国や県、関係機関に町の明確な方向性を示すことが求められており、本計画の改訂により円滑な事業推進に繋がると考え、それらの重要性を入れた。

1 社会情勢変化に対応した持続可能社会への対応

既往計画の策定当時、町の人口はすでに減少傾向にあり、財源の減少や低迷についても一定の認識は持っていた。それでも将来の目標人口は増加することを希望し、公共施設やインフラの整備についても人口が増えることを前提とした内容になっていた。しかし、現実には人口減少と少子・高齢化が今後も進行することが見込まれており、拡大路線で事業を推進することは困難な状況にある。

このため、今後は「持続可能な社会の実現」を目指した政策へと移行し、既存の社会基盤を効率的に活用しながら、限られた財源を最大限に生かしていく必要がある。人口減少や高齢化といった現実にはしっかりと向き合いながら、地域の特性を活かした新たな発展を目指すものとし、計画の内容を柔軟に見直していくこととする。

2 リニア中央新幹線等の地域発展の新たな要素への対応

リニア中央新幹線の開通は、地域の交通利便性を飛躍的に向上させるだけでなく、企業の立地促進や雇用の拡大、観光資源の活用といった多方面での地域発展をもたらす起爆剤として大きな期待を集めている。本町においてもリニア中央新幹線の開通によって、首都圏や中京圏とのアクセスが劇的に改善されることから、人の流れが活性化し、企業の進出意欲が高まるとともに、地元の若者の雇用機会も増えることが期待される。また、観光面でもアクセスの良さを活かして、地域の自然や文化資源を訪れる観光客の増加が見込まれ、地域経済の活性化につながる可能性が高まる。

三遠南信自動車道を含めたリニア長野県駅までの広域交通の強化と地域内交通の円滑化など、開通による地域振興を見据え、将来都市構造に明確に位置付けるものとする。

3 都市防災施策の拡充

近年、多くの自然災害が発生しており、その頻発化や激甚化が顕著である。特に台風や豪雨、地震などが続発し、国民の生活に大きな影響を与えている。このような状況の中で、町民の防災意識が高まっており、地域全体での防災対策の重要性が再認識されている。災害への備えや迅速な対応が求められる中、町の防災計画などと整合を図りながら、都市防災に関する施策を示していくこととする。

4 実現性高く効果的な事業へ結びつく計画

近年、町の都市計画は具体的な事業に結びついていない状況が続いている。リニア中央新幹線などの大型公共事業が、町民の生活環境に与える影響や、持続可能でコンパクトなまちづくりを見据えた上で、土地利用規制や公園・道路などの都市施設整備を推進する必要がある。そこで、国や県などの関係機関に対して、町の都市計画の方向性を明確に示すことで、円滑な事業推進につなげていくものとする。

2 現況把握と課題の整理

(1) 全国的なまちづくりの潮流

1 進む人口減少と少子高齢社会

日本は、急速に進行する少子高齢化と人口減少に直面している。令和2（2020）年の国勢調査によると総人口は1億2,614万6千人となり、国勢調査開始以来、初めて減少に転じた平成27（2015）年と比較すると、94万9千人の減少となっている。この現象は地域経済や社会構造に大きな影響を及ぼしはじめており、出生率の低下や高齢者の増加により全体の人口が減少し、特に地方においては若年層の流出による人口減少が深刻化している。その結果、過疎化や地域社会の空洞化が進み、地域コミュニティの衰退や公共サービスの維持が困難になるなど、多くの課題が生じている。

これらの課題に対処するため、拡散した都市をコンパクトにまとめ都市の活力を維持することを目指して都市再生特別措置法が改正された。この法改正では、規制緩和や税制優遇などの支援措置を通じて民間投資を誘導し、都市機能の向上や産業振興を図ることで大都市圏や地方都市の活力を引き出すことを目指している。また、都市部への企業誘致や新規事業の創出を促進し、地域の経済基盤を強化する取り組みも進められている。

また、地方創生の観点からは、若者や子育て世代が安心して暮らせる環境整備や雇用機会の創出を進めることで、地方への定住を促進する施策が展開されている。その中で、効率的で持続可能な都市運営を実現する「集約型都市構造」の導入が注目されている。これは、都市機能を特定のエリアに集めることで、インフラ整備や公共サービスの提供を効率化し、住民同士の交流を促進して地域の活性化を図る取組である。こうした施策を通じて、持続可能な社会の実現を目指している。

2 地域コミュニティの活性化と住民自治の強化

地域コミュニティの活性化は、住民同士のつながりを強化し、地域の課題解決に向けた協力を促すために重要である。住民が主体となる活動が推進され、自治会や地域団体の役割が見直されている。特に、地域資源の有効活用など地域の特性に応じた自主的な取り組みが評価されている。

また、地域住民の意見を政策に反映させるため、住民参加型のまちづくりが求められている。地域の魅力を発信するための交流活動を通じて、地域に対する愛着や誇りが育まれ、住民自治の意識も高まっていく。このように地域コミュニティの活性化を通じて住民の生活満足度を向上させることで、住みよい地域社会が形成され、持続可能な地域の発展に寄与することが期待されている。

3 災害に強く、復旧・復興しやすいまちづくりの推進

近年、日本では地震や台風、豪雨などの自然災害が頻発している。また、特に南海トラフ巨大地震、東海地震や首都直下地震といった大規模災害の発生が危惧されている。さらに、地球温暖化の影響による気候変動は、豪雨や台風の規模を大きくし、災害の発生頻度も高めると予測されている。

こうした状況を受け、災害に強く、復旧・復興しやすいまちづくりの推進が重要な課題となっている。

災害に備えるためには、事前に最悪の事態を想定し、人命を守ることを最優先にしつつ、被害を最小限に抑えることが求められる。具体的には、公共インフラの耐震化や洪水・土砂災害対策の強化が進められており、これらに加え、災害発生後には、迅速に復旧・復興できる体制の整備も重要である。被災地域への物資供給や医療支援、インフラ復旧を迅速に行うための体制を構築し、復興支援を円滑に進めることが必要である。

さらに、住民や地域が防災・減災に対して積極的に参加することにより地域コミュニティが連携し、普段から災害に備える取り組みを進めることで、災害発生時にもスムーズな対応が可能となる。このように、「強さ」と「しなやかさ」を備えた国土強靱化の構築が求められている。

4 環境にやさしく、将来も持続可能で暮らしやすいまちづくり

環境に配慮した持続可能なまちづくりが重視されており、Z E H、Z E Bの普及や再生可能エネルギーの導入、廃棄物のリサイクル促進が進められている。また、地域資源を活用したエコシステムの構築を目指し、自然環境の保全や生物多様性の確保が重視されている。このため、2050年までにカーボンニュートラルの達成を目指し、住民が快適に暮らせる環境を整え、将来の世代に持続可能な地域を引き継ぐことが目指されている。さらに、環境教育の強化や地域での環境保全活動の推進により、住民一人ひとりが環境意識を高め、持続可能な社会を実現するための取り組みが進められている。そしてこれらの取組が、地域の魅力向上や生活の質の向上に寄与することが期待されている。

5 高度情報化とスマートシティ化の推進

高度情報化とスマートシティ化は、生活の質を向上させる上で重要な取組である。ICT（情報通信技術）を活用したインフラの整備や地域データの利活用が進展し、交通渋滞の緩和やエネルギー管理の効率化が図られている。また、行政サービスのデジタル化により、住民が手軽に情報へアクセスできる環境が整備され、地域の活性化が期待されている。

スマートシティとは、デジタル技術やデータを活用して都市の持続的な発展と住民の生活の質を向上させることを目指す概念である。具体的には、交通、エネルギー、医療、教育などの各分野で効率的かつ持続可能なサービスを提供することを目指している。

日本は「Society 5.0」という理念を掲げており、サイバー（デジタル）空間とフィジカル（実空間）を融合させることで、社会課題の解決と経済発展を両立させながら、人間中心の社会を構築することを目指している。この理念に基づきデータ連携基盤の構築を進め、データを活用したスマートシティの実現を推進することで、都市課題の解決や地域の活性化を図っている。さらに近年では生成A I（人工知能）の進歩により、生活の様々な場面で便利さが追求されている。

これらの取組は、持続可能な社会の実現に向けた重要な一環である。デジタル技術と連携し、より便利で快適な都市環境を創り出し、住民の幸福度を高めることが期待されている。

6 交通体系の再編と新しい移動手段の導入

自動車依存の進行や公共交通の衰退、そして少子・高齢化による移動手段の確保が難しくなっている現状を受け、交通体系の再編が求められている。特に、地域住民の移動の選択肢を増やし、生活の利便性を向上させることが急務となっている。そのため、公共交通の充実や新たな移動手段の導入が進められている。特に、自転車や歩行者のためのインフラ整備が重要視され、地域の交通アクセスを向上させる取り組みが行われている。また、地域に適した交通サービスの提供として、オンデマンド交通などの新しい移動手段の導入によって、住民の移動の利便性を高めることが目指されている。これにより地域内での移動がスムーズになり、住民の生活の質が向上し、さらに、交通事故の減少や環境負荷の軽減を図れることから、公共交通の利用促進が重要なテーマとなっている。

7 地域経済の活性化と産業振興

地域経済の活性化には、地元産業の振興や起業支援が不可欠である。特に、6次産業化の推進、地域特産品のブランド化や観光資源の効果的な活用を通じて地域の魅力を高め、関係人口を増やす取組が進められている。これに加え、地域の特性やニーズに応じた新しいビジネスモデルの開発や、企業と地域住民が協力して地域貢献活動を行うことにより、経済の循環が促進され、持続可能な地域社会の構築が目指されている。

さらに、地域経済の多様化を図るため、地域資源を最大限に活用した産業振興も重要である。こうした取組を通じて、地域の経済基盤を安定させ、住民の生活水準向上に寄与することが期待されている。産業振興による地域経済の活性化は、地域社会の持続可能な発展に欠かせない要素であり、今後も継続的な取組が求められている。

8 地方財政状況の深刻化

日本は人口減少社会を迎え、少子・高齢化の進行が今後も続く予想されている。人口減少に伴う地方税収の減少や高齢者向け社会保障費の増加が、地方財政に大きな負担を与えている。特に、医療や介護といった社会保障費の増加は避けられず、現在の水準を維持した場合、地方財政がさらにひっ迫することが懸念されている。

また、経済状況においては、物価上昇率の目標達成に向けた取組が続いているものの、物価上昇は不安定な状況にある。さらに、地域によっては地価の下落が依然として課題となっており、これが地方経済の低迷を招く要因となっている。こうした状況の中で、地方自治体は厳しい財政運営を迫られる一方、持続可能な地域社会の実現に向けた施策を講じることが求められている。

例えば、地域資源を活用した新産業の育成や、デジタル技術を活用した行政効率の向上、さらには地域間連携を強化して地方創生を図ることが重要である。限られた財源の中で住民サービスの質を維持しつつ、将来にわたる持続可能な発展を目指すため、地方財政の健全化と効率的な資金活用が求められている。

(2) 現況の概要

統計等による飯島町の現況		現計画の評価とまちづくりに対する町民意識	
		住民アンケート（一般）	ワークショップ・ 中学生アンケート
人口	・総人口は40年近く10,000人を超える値で推移していたものの、平成7年の10,989人をピークに令和2年には9,004人まで減少した。 ・特に用途地域指定区域での減少が著しく、平成27年は平成22年と比較し-11.1%の下落幅を示した。 ・人口動態は自然減・社会減の傾向が継続しているものの、平成25年以降には社会増となる年次も見られる。 ・令和2年の人口は65～74歳が最多で、69歳までは男性が多いが、70歳以上は女性が上回る。平成12年と令和2年の人口ピラミッドを比較すると、壺型であるものの重心が高齢側に移動し、若年層の人口減少が目立っている。年少人口と生産年齢人口の減少、老年人口の増加が顕著。 ・国立社会保障・人口問題研究所の推計による将来人口推計では令和27年（2045）で6,261人と推計されており、令和2年と比較すると2,743人の減少と公表。 ・令和27年（2045）の地区別人口推計では、各地区すべて減少、特に田切地区は令和2年と比較すると-41.0%の減少と予測。	・人口減少に伴う影響について、7割の回答者が人口減少は社会保障費や税負担の増加、地域経済の衰退、インフラ維持の困難など、経済的・社会的な影響を広範囲に及ぼすと考えている。 ・また、若者数の減少による地域活力の低下、公共施設や交通機関の減少についても懸念している。 ・人口減少に伴う行政サービスの在り方について、住民は人口減少に伴う税収減や財政難に対して柔軟に対応することを求め、行政サービスの効率化や集約化を優先すべきだと考えている。 ・現状の行政サービスの維持に対して税負担を増やすことには消極的であり、むしろ現状に合わせた形でサービスの見直しを進めるべきだという意識が強い。	＜ワークショップ＞ （自然環境） ・地域の美しい自然を保全し、景観を大切にすることが町民の心地よい暮らしの実現に結び付くと考えている。 ・災害リスクの軽減には自然との共存、森林や河川の適切な管理が必要であることを認識している。 （交通） ・交通の利便性と安全性の向上のため、道路、特に歩道の整備や公共交通機関の充実を求めている。 ・公共交通は、将来には必要となることを認識している。 （住居） ・空き家や住宅の老朽化対策への施策を求めている。
土地利用	・都市計画区域の土地利用面積は、自然的土地利用が8割を占め、主に山林と農地で構成される。都市的土地利用は2割、そのうち宅地は8.4%。用途地域では都市的土地利用が8割、宅地は5割近くを占め、農地は2割残存。 ・土地利用状況の推移（メッシュデータ）は、昭和51年には町域ほとんどが農地で、宅地は飯島駅周辺や七久保、田切に集落が点在する程度であった。次第に農地が宅地化され集落が拡大し、用途地域外のあらゆる箇所での宅地が広がった。 ・過去10年間の新築建物は385件、その8割以上が住宅。建築場所は8割が用途地域外にあり、町の上段や（主）飯島飯田線沿道に多い。一方で、用途地域内でも飯島駅や七久保駅周辺や、伊那本郷駅周辺などの市街地にも新築件数が多くみられる。	・前計画の評価として、土地利用に関して一定の重要性を感じているものの、満足度は比較的低い傾向がある。 ・重要度に関しては全体的に高く、特に「飯島らしさを映す土地利用の形成」は重要視されている。地域の土地利用に関する施策やその実施状況に対する不満が満足度の低さに現れている。	（医療・福祉） ・新たな医療機関へのアクセス向上と、より一層の高齢者福祉の充実が求められている。 （教育） ・学校環境の改善や公園など子どもの遊び場の整備の充実が求められている。 （地域コミュニティ）
産業	・産業人口は過去20年間で2割減少。3区分別に見ると第一次と第二次産業人口は減少、第三次産業人口は平成17年までは増加し、それ以降は横ばいで推移。第二次産業人口が4割であったが、平成22年以降は第三次産業人口が5割近くを占める。 ・過去20年の農家数の推移では、総農家数は約3割減、特に販売農家は半減している。一方で自給的農家は1.8倍まで大幅に増加している。 ・また、経営耕地面積も減少傾向にあり、特に樹園地は約4割減少している。 ・製造品出荷額は平成17年までは比較的安定し、その後上下動を経て近年は500億円で安定。事業所数は平成13年の58事業所から令和元年は39事業所まで減少。従業員数は平成21年と平成23年に大幅な減少にあったものの、その後は増加傾向に推移している。 ・町の主な製造業は、食料、窯業、輸送、電子で構成されており、食料は4割を占める。 ・町の商圏は、駒ヶ根市の一次商圏、伊那市の二次商圏に位置し、地元滞留率は4.4%に留まる。	・人口減少に伴う影響について、「売上減少により、スーパーや商業施設が撤退し、買い物する場所が無くなる」と回答した人が7割であり、地域の消費活動の衰退と利便性の低下が問題視されている。 ・食料品や日用品の買い物や外食先について、駒ヶ根市は町民にとって最も利用されることが明確であり、関係性の強さを示している。 ・一方、駒ヶ根市と比較すると利用頻度は低いものの町内での買い物もある程度見られるが、地域内の商業活動や店舗数に対する不満も示唆している。 ・働く場も、買い物と同様に駒ヶ根市に依存している。優良な企業が豊富であり、またアクセスの良さが影響していると考えられる。	

統計等による飯島町の現況		現計画の評価とまちづくりに対する町民意識	
		住民アンケート（一般）	ワークショップ・ 中学生アンケート
市街地整備	- 令和3年の一般住宅3,764戸の耐震化率は75.6%と推計されている。令和7年の耐震化率の目標として92%を掲げ、耐震化を促進している。 - 町では町営住宅、特定公共賃貸住宅、地域有料賃貸住宅を保有している。また、民間の住宅を賃上げ公営住宅とする取り組みも始まっている。一部昭和56年以前の旧耐震基準で建設された施設があるものの、耐震補強のための大規模改修は完了している。 - その他多数の者が利用する公共施設の耐震化率は100%である。 - 空き家数は全179戸であり、飯島地区77戸、七久保地区59戸となっている。 - 駅前広場は飯島駅前広場が都市計画決定されており、県道改良及び沿道街区整備と併せ整備が完了している。	- 公共交通機関や下水道整備の充実を非常に重要視しており、これらの分野への期待が高いことが伺える。 - 満足度に関しては公共交通や居住促進に対する評価が低く、実際の施策の効果に疑問を抱いている町民が多い。	- 地域住民や移住者との交流、自治会の維持と活性化を求めている。 （産業） - 地域産業の振興と雇用の創出、地域資源を活かした6次産業化を求めている。
	- 都市計画道路は9路線、総延長14,890mが計画決定されており、そのうち2路線の一部を20年前に整備して以来、町道に関わる事業の着手はない。 - 平成30年度に、伊南バイパス線が飯島工区は暫定2車線で全線開通している。 - リニア駅までのアクセス強化を図るため、国道153号の高森町下市田から飯島町本郷間の改良・整備早期事業化を目指し、伊那バレー・リニア北バイパス改良促進期成同盟会が発足している。	- 国道バイパス整備による広域交通網の形成については、整備効果が目に見え、町民に認知されていることが伺える。 - 道路整備の着目点として、買い物や通院の利便性を最も重視していることが明らかである。ただし満足度は低いため、町民のニーズに対して現状の整備が十分に応えられていないことがわかる。 - また、通勤通学の利便性や生活道路の拡幅といった、日常生活や安全性に関わる項目も高い重要度が示されている。 - 道路整備の優先度について、既存の道路の品質維持や補修、交通安全や利便性向上に対するニーズが高く、新設より道路の維持管理や安全性の確保が求められている。 - リニア長野県駅までのアクセス強化や景観に配慮した整備については、一定の関心はあるものの優先度はあまり高くない。	（交通） - 東西間交通の円滑化を求めている。 （商業） - 商業施設の誘致・充実による買い物環境の改善が求められている。 - 地域の名産品の販売促進や飲食店の誘致などの商業環境の充実による地域経済の活性化が求められている。
	- 公共下水道は飯島処理区202ha、七久保処理区99haが都市計画決定されている。 - 下水道へのつなぎ込み、合併浄化槽への設置状況は合計で82.3%（令和元年）となっている。 - 上水道の管路耐震化率は76.6%（令和元年）となっている。	下水道整備の重要性を非常に高く評価しており、今後も積極的な整備推進が求められている。	（観光） 地域の魅力の発信と、新たな観光資源の開発による、観光振興が求められている。
都市施設	- 都市計画公園は、与田切公園のみ都市計画決定（5.8ha）されており、平成9年に事業完了している。与田切公園は、再整備に向けた検討が進んでいる。その他の都市公園は整備されていない。 - 町民一人当たり面積は6.44㎡/人であり、町公園条例の標準（町民10㎡/人、市街地町民5㎡/人）を満たしていない。	- 住民の公園整備についての満足度は低い。住民が求める公園の配置や機能に対して現在の状況が十分に満たされていないと考えられる。 - 自由意見でも身近な場所に子どもが遊べる公園が少ないことや遊具撤去による不満が多く見られる。また、他市町村と比べて公園施設が少ないこと、自然や景観を活かした公園整備や高齢者や大人が運動や散策できる公園の設置を求める声も多く、多世代が楽しめる公園環境の充実が望まれている。	（防災） 災害対策の強化、避難体制の整備に加え、地域全体の協力による、安心と安全を求められている。
	- 自動車保有台数は減少傾向にあるものの、軽自動車の保有台数は増加傾向にある。 - JR駅の年間乗車人数は、町内の5駅すべてが減少傾向にあり、20年前と比較すると高遠原駅は3割、七久保駅は4割、飯島・田切駅は5割まで減少している。 - 平成21年より「いいちゃんバス」を運行している。南部区域、北部区域の地域線と駒ヶ根市昭和伊南病院と飯島駅を結ぶ病院線があり、地域線は予約式のデマンド方式を取り入れている。	- JRの利用頻度について、「平日ほぼ毎日」や「1週間に数回程度」の利用はわずかであり、1年に数回程度が全体の5割を占めていることから、利用頻度が低いことが顕著である。 - また、最寄り駅に比較的近い距離に住んでいる人が多く所要時間は20分・10分以内であることから駅の利便性は高いものの、利用促進が必要な状況にある。 - 公共交通に関する意見では、高齢者や障害者の移動支援が不足しており、住みやすい環境作りが急務とされている。また、公共交通の改善を通じて、運転免許返納後も買い物や通院が可能な交通手段の充実が求められている。飯島の自然を大切にしつつ、交通インフラを整えることで、移住者の増加や町の発展につながると期待されている。	（行政） 行政サービスの向上及び住民参加型のまちづくりを求めている。

統計等による飯島町の現況		現計画の評価とまちづくりに対する町民意識	
		住民アンケート（一般）	ワークショップ・ 中学生アンケート
景観育成	- 平成 30 年より飯島町景観条例が施行され、町独自の建物等の開発に関わる基準を設け運用している。 「ふたつのアルプスが見える町」として重要な場所となる伊南バイパスや主要な道路の沿道など、特に町の景観形成を図るうえで重要な地区については、「景観形成重点地区」として重点的な景観形成を推進することとしており、現時点では視点場となる主要道路を沿道景観軸として指定している。 - 平成 31 年より飯島町屋外広告物条例が施行され、町独自の設置に関する基準を設けて運用している。	「ふたつのアルプスが見える景観づくり」は重要度・満足度ともに高いものの、「地域住民の自主的な景観づくり」などほかの項目の満足度は 20%程度と低い。 - 全体として景観づくりの重要性が認識されつつも満足度は低く、改善が求められている。	<中学生アンケート> （町が変わらないでほしいところ） - アルプスをはじめとする自然環境や景色を維持してほしい。 - 住民同士のつながりや温かさ。 - 水や農作物がおいしいため、農業を発展させてほしい。 （町に直してほしいところ） - 近くに飲食店や日用品などが買える店が少ないため、増やしてほしい。 - 公園やスポーツ施設などの遊べる施設を増やしてほしい。 - 電車の本数が少なく不便なため、増やしてほしい。 - 若者の人口が増えるような対策を行ってほしい。 - 歩道や空き家の整備、街灯の設置など、安全面の対策を行ってほしい。
防災	- 町は過去にいくつかの自然災害を経験してきている。 - 昭和 36 年には、台風 18 号の影響により大規模な水害が発生し、町内各地で家屋の浸水や農地への被害が出ている。平成 18 年には梅雨前線による豪雨で土砂崩れの発生などにより、交通が遮断されるなどの影響に見舞われた。 - 昭和 59 年の長野県西部地震では震度 4 を観測し、石碑などの倒壊被害が発生したものの大きな被害は免れている。 - 南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。 - 国土強靱化地域計画を、特に道路などのインフラ整備を中心とした事前防災の指針として位置づけ、整備を推進している。 - 天竜川及びその支流沿いに浸水想定区域、また、山間部や河岸段丘の斜面沿いなどに土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が指定されている。いずれも用途地域内は含まない。	「ライフラインの耐震性向上」「災害時に安心できる体制づくり」「防犯体制の整備」いずれも 80%以上の回答者が重要であると評価している。一方で満足度はすべての項目が 3 割程度と低く、防災・防犯対策の強化が求められている。	

(3) 現計画の進捗状況の評価

現計画の事後評価として、将来像や主な施策について進捗評価を行った。現計画は数値目標を定めていないため、計画の方針や施策の項目をもとに、以下の視点から評価を実施した。

- 人口：人口増減率、新築住宅の動向
- 土地利用：開発の進展状況、工業地の整備状況
- 交通：道路・鉄道・バスの運行状況
- 防災：耐震対策の進捗
- 景観育成：住民協定の取組

さらに、昨年度のアンケート調査に基づく住民満足度や、策定当時と現在の住民意識の変化についても、当時のアンケート結果と比較しながら評価した。

現状把握の結果をもとに町の都市計画・まちづくりにおける課題を抽出し、現計画の改訂に向けた考察を示す。

<将来人口フレーム>

現計画で設定した目標人口には達することができず、総人口も減少傾向にあることが確認された。また、用途地域人口においても増加は見られず、飯島地区・七久保地区のいずれにおいても同様の傾向がみられた。さらに、用途地域内および町全域における住宅の新築件数も現計画策定時の建築数の半分にとどまっている。これらの結果から、人口増加を前提とした都市計画の施策は十分な効果を発揮できなかったと考えられる。社会全体の少子・高齢化や転出超過などが要因のひとつとして挙げられるが、移住・定住対策に併せ、用途地域内の住環境整備や空き家対策について対応が求められる。

<土地利用>

市街地の外縁的な拡大抑止や4地区集落地の保持については評価基準を満たし、一定の効果が認められた。用途地域内においては都市的土地利用が進み、市街地密度の上昇が図られている。工業・新産業地の立地に関しては、面積上は用途地域内外ともに工業系の土地利用が増加しておらず、計画に対する進捗は低調と評価するものの、用途地域外には工場を始め商業施設など多くの新規企業の立地が進んでいる。そのため、既存工業地の有効活用や企業のニーズに即した用地確保とともに、無秩序な開発の抑制が求められる。

<交通体系整備>

都市計画道路の整備については、整備済延長及び整備率ともに増加しており、計画的に進められたことが評価できる。バス等の公共交通については、循環バスの運行により地域住民の移動手段が確保されたものの利用者が限られている状況にあり、さらなる利用促進が求められる。

一方で、鉄道の利用促進については、JR飯田線の利用者数が著しく減少しており、目標とする利用拡大には至っていない。アンケート比較調査では、通勤・通学や買い物・通院などの利便性に対する満足度が低下しており、その要因の一つとして、交通体系の整備が十分でないことが指摘されている。

<自然環境>

行政区域内での山林及び用途地域外の農地面積は、横ばいで維持していることが確認された。

公園の整備は、都市公園の整備箇所数や供用面積が増加せず、新たな公園の整備に至らなかった。アンケートの比較調査においても身近な公園整備に対する満足度が向上しているものの、30%代に留まっている。一方で既存公園の機能充実により、利用者の増加に寄与しており、新たな賑わいを生んでいる。

<地域コミュニティ>

身近な交流環境の創出は、「まちの駅いいちゃん」などの設置により交流施設が増加し、地域住民をはじめ多様な交流の場が提供され、地域コミュニティの活性化に寄与している。まちの駅は住民間のつながりを深めるだけでなく、町の情報提供の場でもあり、外部からの訪問者を迎える役割も果たし、地域の魅力向上にもつながる施設であると評価できる。

<景観育成>

景観行政団体への移行と町独自の景観条例、さらに屋外広告物条例の制定により町独自の景観づくりへ進んだことについて評価できる。しかし、協働による景観づくりとして、新たな景観住民協定の指定がなかったこと、景観計画重点地区の指定や路線数が増加しなかったなど、条例施行後の景観への取組に進展が見られない。

アンケートの比較調査では、特にふたつのアルプスが見える景観づくりについては住民の関心が高い。今後は、景観育成住民協定の認定促進や重点地区の指定拡大、文化的景観の保護に向けた施策を強化し、地域での景観育成に対する取組を進めていく必要がある。

<生活環境>

公共下水道計画面積は増加しており、進展が見られたことは評価できる。さらに、下水道つなぎ込み率も上昇しており、住民の生活環境の改善に寄与している。住民アンケート調査では、住民の生活環境の向上に対する満足度が高く、特に公共下水道の整備に対して良好な評価を得ることができた。この成果は、衛生面の向上だけでなく、地域全体の環境保全にも重要な役割を果たしたと言える。

<防災>

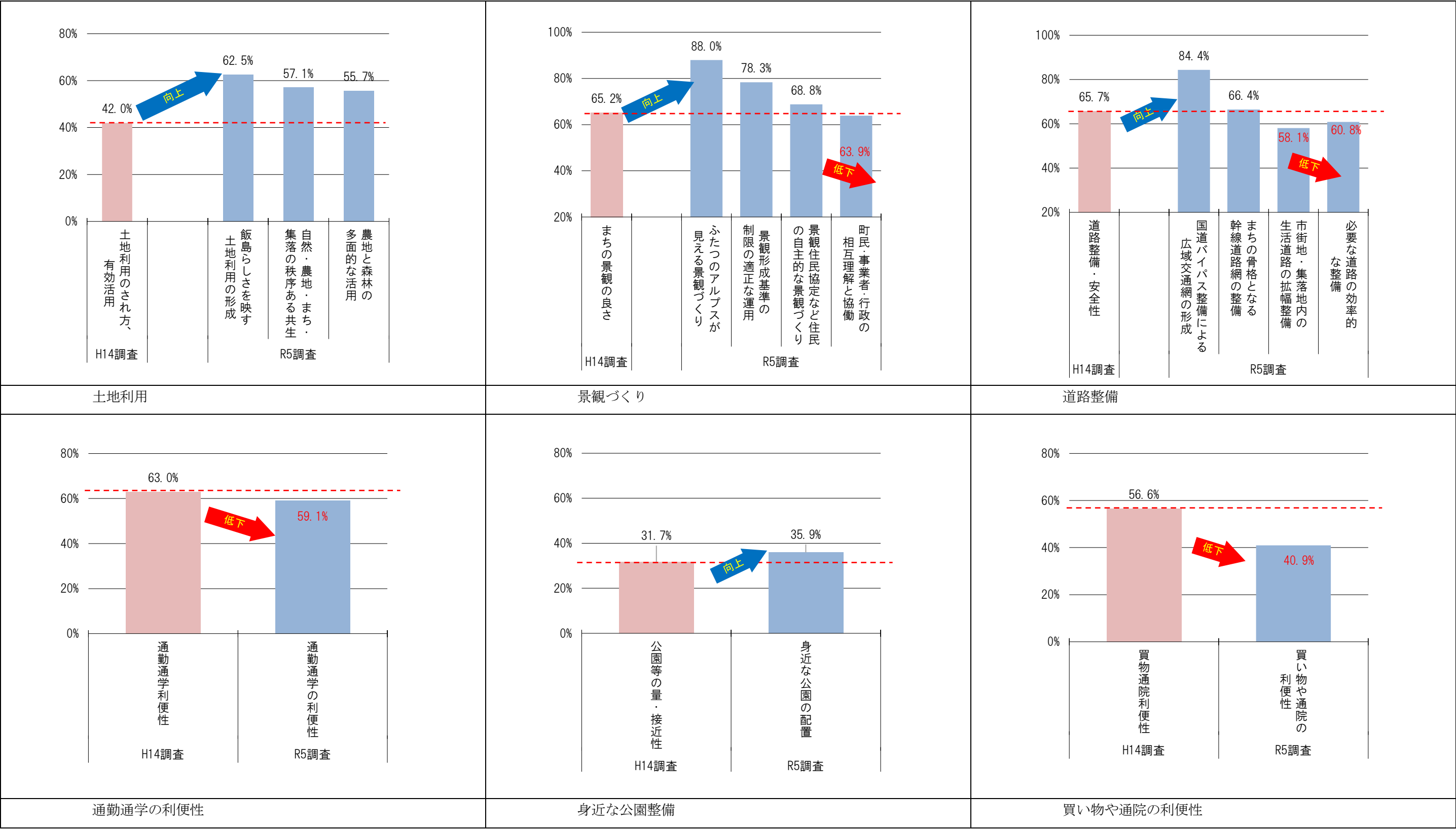
一般住宅の耐震化は進んでおり、住民の防災意識と安全確保に向けた行動が評価できる。

また、災害拠点施設等の耐震化（町有施設）は完了しており、町の防災拠点としての機能強化が進んだことが確認された。

図表 4. 統計による評価（統計数値の推移を比較）

現 計 画		評価項目	従前（現計画策定時）			従後（現況値）		増減 従後-従前	評価	評価基準	出典・備考
区	施策		年	数値	単位	数値	年				
将来人口 フレーム	目標人口	目標人口との比較（中間） 対従前増減率	H22	12,000	人	9,902	H22	-2,098 -17.5%	×	目標値に達成は○	国勢調査
		総人口 対従前増減率	H12	10,895	人	9,004	R2	-1,891 -17.4%	×	人口が増加は○	国勢調査
		用途地域人口 対従前増減率	H17	3,357	人	2,790	H27	-567 -16.9%	×	人口が増加は○	国勢調査
		〃 飯島地区 対従前増減率	H17	2,497		2,097	H27	-400 -16.0%	×	人口が増加は○	国勢調査
		〃 七久保地区 対従前増減率	H17	860		693	H27	-167 -19.4%	×	人口が増加は○	国勢調査
		用途地域内の住宅新築数	H22	11.6	件/年	4.4	R2	-7	×	新築件数が増加は○	基礎調査
		町全域の住宅新築数	H22	54	件/年	33	R2	-21	×	新築件数が増加は○	基礎調査
土地 利用	市街地の外延的拡大の抑止	用途地域周辺100mの宅地面積（住商工）	H22	33	ha	33.1	H27	0.1	○	外延の宅地化抑止に対して宅地面積が横ばいは○	基礎調査
	4地区集落地の保持	公民館周辺500mの都市的土地利用面積	H12	134.9	ha	136.3	H27	1.4	○	都市的土地利用面積が現状維持は○	基礎調査
	用途地域内を中心とした新規宅 地化	用途地域内の都市的土地利用面積の推移	H22	160.6	ha	167.2	H27	6.6	○	宅地面積が増加は○	基礎調査
	工業・新産業地の立地	工業系土地利用面積の推移（用途地域）	H22	35.7	ha	32.3	R2	-3.4	×	工業地面積が増加は○	基礎調査
		工業系土地利用面積の推移（町域）	H22	83.2	ha	80.5	R2	-2.7	×	工業地面積が増加は○	基礎調査
交通 体系 整備	必要な道路の効率的な整備	都市計画道路の整備済み延長	H17	350	m	4,730	H30	4,380	○	整備済み延長が増加は○	基礎調査
		都市計画道路の整備率（延長換算）	H17	2.4%		31.8%	H30	29.4 ポイント	○	整備率が増加は○	伊南バイパスは暫定供用
	バス等公共交通の導入	循環バスの運行	H17	なし		H21より			○	バス導入は○	
	飯田線の利用促進	市内4駅の年間乗車人数	H17	649	人/年	408	R3	-241	×	利用者数が増加は○	4駅の計 県統計
自然 環境 の 保 全 ・ 創 造	森林の保全	都市計画区域内の山林面積の変化	H22	2,320	ha	2,282	R2	-37.8	×	山林面積が横ばいは○	都市計画基礎調査
		行政区域内の山林面積の変化	H22	6,319	ha	6,344	R2	25.6	○	山林面積が横ばいは○	都市計画基礎調査
	樹木の指定登録	景観重要建造物・樹木の指定数	H30	0	件	0		0	×	指定が有れば○	
		天然記念物の指定数	H22	5	件	6	R6	1	○	指定数が増加は○	
	農地の保全	用途地域外の農地面積の変化	H22	1,229	ha	1,259	R2	29.5	○	農地面積が横ばいは○	県都市計画
	公園の整備	都市公園整備箇所数	H9	1	箇所	1		0	×	公園数が増加は○	県都市計画
		都市公園供用面積	H9	5.8	ha	5.8		0	×	公園面積が増加は○	県都市計画
		観光地利用者延べ数（千人塚公園）	H17	444	百人	658	R5	214	○	利用者数が増加は○	県統計
地域	身近な交流環境の創出	まちの駅の設定		-		H27より			○	交流施設が増加は○	
景観 形成	協働による景観づくり	景観住民協定数	H16	1	箇所	0	R5	-1	×	協定数が増加は○	MAX4箇所
		景観行政団体への移行		県		H30～町			○	景観行政団体の移行は○	
		景観計画重点地区指定項目数	H30	2	項目	2		0	×	項目数が増加は○	
	沿道景観の創造	景観計画沿道重点地区の道路数	H30	6	路線	6		0	×	路線数が増加は○	
	歴史・文化景観の創造	景観重要建造物・樹木の指定（再掲）	H30	0	件	0		0	×	指定数が増加は○（再掲）	
	サイン等計画的整備	町屋外広告物条例の施行		なし		H31より			○	条例の施行は○	
環 生 境 活	公共下水道事業の推進	公共下水道計画面積	H15	299	ha	306	R3	7	○	計画面積が増加は○	町第6次総合計画
		下水道つながぎ込み率	H17	62.4	%	82.3	R1	19.9 ポイント	○	つながぎ込み率が増加は○	町第6次総合計画
そ の 他	防災	住宅の耐震化率	H26	68.5	%	75.6	R3	7.1 ポイント	○	耐震化率が増加は○	町耐震改修促進計画
		災害拠点施設等の耐震化率（町有施設）			%	100			○	耐震化率が増加は○	町耐震改修促進計画

図表 5. 定性的評価（アンケート調査による満足度の推移を比較）



(4) まちづくりの課題

(1) から (3) までの現況をもとにまちづくりの課題を抽出し、本計画の主要項目ごとに取りまとめた。

(人口減少と少子高齢化)

日本の人口は過去 10 数年間にわたり減少が続いており、出生数も同様の傾向を示している。平成 28 年の出生数は 100 万人を下回り、令和 6 年には 68 万 6 千人まで減少した。この結果は、国の予測を 15 年早く上回るペースで進んでいる。

飯島町も例外ではなく、総人口は平成 7 年の 10,989 人をピークに令和 2 年には 9,004 人まで減少した。20 年後の令和 27 年の将来人口推計では、令和 2 年の約 7 割程度まで減少すると推計されている。

人口減少への対処と併せて、人口規模に見合った施設配置などによる経済的・社会的な影響の最小化が不可欠である。

また、少子・高齢化により、生活の利便性の低下や地域コミュニティ機能の弱体化が進むことが予想される。

(市街地形成)

飯島駅や七久保駅、伊那本郷駅周辺は比較的新築件数も多く、人口密度も高くなっている。しかし空き家や空き店舗の増加により、商業や居住機能の低下、郊外への人口移動が進んでいる。

人口減少と高齢化を背景として、子育て世代や高齢者など幅広い世代が安心して快適な生活環境を送ることができるよう、持続可能な都市経営を進める必要がある。

そのため、医療や福祉、さらには商業機能や住居がまとまって立地し、高齢者をはじめとする町民が多様な交通手段によりこれらの生活利便施設に接続できる環境など、都市全体の構造の見直しと集約化が求められている。

(産業)

町の工業は食料、窯業等を基幹産業として発達している。企業誘致により工業団地の拡大が進んでいる一方、商業は商店街の低迷を主因として買い物は町外へ流出しており、滞留率の低さは地域の活性化に影響を及ぼしている。近年、新たな商業施設の立地により、町民の生活利便性が向上しつつある。

伊南バイパス線の全線開通により、広域交通の円滑化と地域の安全性が向上し、商工業や観光、雇用など産業のさらなる発展にもつながると期待されている。さらに、平成 30 年に開通した駒ヶ岳スマートインターチェンジは町へのアクセスを容易とし、新たな企業の進出が期待されている。

広域交通網の発展の一方で、沿道土地利用の無秩序な開発、町内における南北の幹線道路と東西への連携の円滑化が求められている。

(交通)

本町は、中央自動車道、ＪＲ飯田線、伊南バイパスを含む国道 153 号が南北方向に整備されている。今後は、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道、国道 153 号伊那バイパスや伊駒アルプスロードの整備により、県外とのアクセス性の飛躍的な向上が期待されている。

生活に身近な道路については、維持管理と安全性向上を基本に、利便性の高い道路環境を目指すことが求められている。特に市街地では、自動車交通の多い道路や学校などの公共施設の周辺には歩道が未設置の箇所が見られるため、より一層の交通安全の確保が必要とされている。

鉄道やバスなど公共交通の利用状況は低調であるものの、将来を見据えるとその必要性は住民意識が高まっており、さらなる充実を求められている。高齢社会への対応や低炭素型まちづくりの観点から、公共交通の利便性を向上させ、自動車依存からの脱却を図ることが必要である。

(その他都市施設)

都市公園は、住民の憩いの場やコミュニティの交流を促進するのに重要な場所である。町外の人でも利用する大きな公園はあるものの、日常に利用するための小規模な公園について、市街地や居住地に近い場所への適正な配置が求められている。

公共下水道計画は進展しているものの、下水道のつなぎ込みや合併浄化槽の設置は十分とはいえず、さらなる普及促進が必要とされている。

また、上水道の更新年数の 40 年を経過しているものが 10 年後には 2 割を超えることから災害時の断水リスクや平時においても漏水における道路の陥没などが懸念され、強靱で安心できるライフラインの整備が求められている。その一方で、長寿命化などによる上下水道施設の維持管理コストの削減も課題となっている。

(景観育成)

町の多くの場所からふたつのアルプスを望むことができる町、花のある町として、個性ある町の自然景観を守り育てるための景観づくりを進めてきた。今後は、建物等の建設に対して、地域住民の自主的な景観づくりへの意識の高まりが望まれる。

(都市防災)

近年、短時間で大量の雨が降るゲリラ豪雨や線状降水帯の発生などによる水害や土砂災害、さらには東日本大震災、長野県神城断層地震、熊本地震、能登半島地震などの地震災害が頻発しており、甚大な被害をもたらしている。町民の間では災害への不安と防災意識が高まっており、さらに、町は南海トラフ地震、東海地震による防災対策推進地域に指定されていることから、被害の予防や発災後の迅速かつ効果的な対応が求められている。

3 全体構想及び分野別構想の検討

(まちづくりの基本理念の検討)

現計画では、まちづくりの基本理念として以下の3項目を掲げている。これらの理念は、飯島町がこれまで大切にしてきた価値観を反映したものであり、町の将来を考える上で引き続き重要な指針となる。そのため、基本理念の枠組みは継承することとした。ただし、現計画では項目のみが示されているため、理念の持つ意味や背景となる思いを明確にし、より多くの町民が理解し共感できるよう補足することとした。

1 まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、土地利用や都市施設などの整備や配置、居住環境の整備などの都市計画を進めていくうえでの基本的な考え方であり、本計画の指針となるものである。

現計画の理念を踏襲していくことを前提に、人口減少・高齢化の進行など町を取り巻く環境や社会・経済状況の変化へ対応し、町の自然や歴史、文化を活かしたまちのかたちにするため、次のようにまちづくりの基本理念を示す。

(1) 人を大切にするまちづくり

「人を大切にするまちづくり」とは、すべての住民が安心して暮らし、誰もが自分らしく生きられる環境を整えることが基本である。年齢や性別、障がいの有無、国籍や文化などの多様な背景を尊重し、多様なライフスタイルを受け入れることが求められる。高齢者には住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、子育て世代は働きながら安心して子どもを育てられるよう、都市基盤整備や教育や医療、福祉サービスの支援充実を図り、生活の基盤を支えていく。また、町民の意見を尊重し、施策に反映させることも重要である。地域の課題や将来像について町民参加による話し合いを行うことで、町民が主体的にまちづくりに関わることができ、地域への愛着や誇りを育むことができる。さらに、雇用の創出や経済基盤の整備を進めることで、若者の定住促進や地域全体の活力向上を図ることも大切である。そのため、町民一人ひとりが「このまちに住みたい」と感じられる魅力あるまちをつくり、地域全体で町民の生活を支え合うことを目指す。

(2) 自然環境や生活空間を大切にするまちづくり

「自然環境や生活空間を大切にするまちづくり」とは、町の豊かな自然環境を維持・再生しながら、持続可能な社会を築くことが基本である。市街化が広がる中でも、地域の環境資源や景観を保全することは、町民の暮らしの質を高め、まちの魅力を向上させるために欠かせない要素となる。また、自然災害から地域を守る防災機能の強化を図ることも重要である。

さらに、地域固有の自然環境や景観を活かしたまちづくりを進めることで、町民が誇りを持って暮らせる環境を整え、次世代に良好な生活空間を引き継ぐことが可能になる。このように、地域の自然と共生しながら、町民が心豊かに暮らせるまちの実現を目指す。

(3) ふれあいや交流を大切にするまちづくり

「ふれあいや交流を大切にするまちづくり」とは、地域の人々が互いに支え合い、理解し合う社会を築くことである。個々が尊重される現代において、町民同士のつながりや交流の機会

が減少し、地域の一体感が失われつつある。そのため、町民が顔を合わせ、世代や背景を超えた交流を深めることにより絆が生まれ、災害の発生時などいざというとき町民同士が助け合える関係を築くことができる。

このように、地域社会の中で多様な人々がつながり合い、新たな価値や文化を創造することによって、住んでいる人たちがより魅力的なまちとなることを目指す。

2 まちの将来像

飯島町第6次総合計画の基本構想に示されたまちの将来像は、町の長期的な発展の方向性を示す重要な指針であり、これまでの町の歩みや住民の想いが反映されたものである。そのため、都市計画マスタープランの改定に際しても、この将来像を継承することとした。

さらに、将来像を具体的な都市計画の施策につなげやすくするため、「目指すべきまちの姿」を新たに設定した。これは立地適正化計画と共通の考え方とし、コンパクトで持続可能な「集約型都市構造」の要素を取り入れることで、今後のまちづくりの方向性をより明確に示すものとした。

まちの将来像は、計画の一貫性を図る観点から、飯島町総合計画の基本構想に示されているまちの将来像と共通の思いを目指す。

<まちの将来像> 新しい発想で考えるアルプスのまち 豊かな未来・自然・暮らし

飯島町総合計画の基本構想に示されている将来像は、次のような考え方を表している。

<全文を転記>

飯島町は、中央アルプスと南アルプスの、ふたつのアルプスが見える町です。ふたつのアルプスは、この地に清らかな水や空気、豊かな自然を育み、遠い昔から今日まで、町に暮らす私たちの営みに恩恵をもたらし、心を癒し、明日への活力を与え続けています。先人たちから受け継いだこのかけがえのない風土を、磨き上げながら次の世代へ引き継ぐことは、ここに暮らすみんなの変わらない願いと言えます。日本全体が人口減少の時代を迎えました。人口減少による経済の縮小や、社会基盤の維持を心配する一方で、住民の多くは、人口数よりも考え方や暮らし方を見直していくことを提案しています。整備が進められるリニア中央新幹線や三遠南信自動車道は、この地に新しい対流を生み出すと言われています。進化を続けるコンピュータやネットワーク技術は、今まで山間の地に暮らす私たちの社会的な課題の解決にも役立てられていきます。また、新型コロナウイルス感染症に端を発した「新しい生活様式」は、生活や仕事のスタイルに大きな変容をもたらし、対応が迫られた一方で、都市部にはない新しい価値観をこの町に生みだそうとしています。今、時代は転換の時を迎えたと言われています。ふたつのアルプスをはじめとする自然との調和を保ちながら、ここに暮らすみんなが、新しい発想をもって、心の豊かさや幸せを実感できる、魅力あるまちづくりを実践していく。そういう姿にこそ、将来に渡って暮らしやすいまちがあると考え、まちの将来像を定めたものです。

本計画が目指すまちの将来像について、都市計画分野における具体的な取り組みがイメージできるよう、「目指すべきまちの姿」を次のように定め、その実現に向けたまちづくりを行う。

<目指すべきまちの姿>

つながりと活気で息づく、みんなでつくる持続可能でコンパクトなまち飯島

「つながりと活気で息づく、みんなでつくる持続可能でコンパクトなまち飯島」とは、町民同士の絆と活気ある交流を大切にし、限られた地域資源を最大限に活用しながら、まとまりのあるコンパクトなまちを目指す姿を示している。この将来像の実現には、「コンパクトなまちづくり」と「集約型都市構造」、さらには当初計画より大切にしている「町民参画」の考え方が重要な役割を果たすものである。

コンパクトなまちづくりとは、町民が必要とする生活機能をまとまりのある区域に集め、効率的で快適な生活環境を提供することである。これにより、高齢者や子育て世代など、すべての世代が住みやすい環境を実現し、地域のつながりを深める。

また、集約型都市構造を取り入れることで、行政やインフラ整備のコストを削減し、効率的な行政運営を図る。さらに、地域の自然や資源を守り、環境への負荷を最小限に抑える持続可能な環境の推進により、豊かで快適な生活空間を提供する。

町民からは「飯島町は既にコンパクトなまちである」という声が多く聞かれる。この言葉には、まとまった生活空間があることに加えて、人と人との距離の近さや親しみやすさを指しているのではないかと想像する。飯島町の魅力であるこうした人と人とのつながりを守り、さらに育むことが、今後のまちづくりにおいて重要な視点となる。

こうした取り組みを通じて、町民一人ひとりが主体的にまちづくりに参加し、活気あふれる魅力的な地域社会を形成することを目指す。

3 まちづくりの目標の検討

現計画では、まちづくりの目標として5項目を掲げており、これらは町の特性や住民の暮らしを反映した重要な指針となっている。これまでのまちづくりの成果や課題を踏まえ、計画の一貫性を保ちつつ、住民や関係者が継続的に取り組めるようにするため、基本的な枠組みは継承することとした。ただし、目標の項目のみが示されている現計画の内容をより実効性のあるものとするため、その背景や意味を補足し、時代の変化に対応した適切な施策を加えていくこととした。

<まちづくりの目標>

まちづくりの基本理念及び将来像の実現に向けて、特に重点を置くべき項目として、都市計画マスタープランの目指す5つのまちづくりの目標を以下のとおり定める。

(主題は当初計画を継承し、目標の主旨は本計画に作成。)

1 豊かな自然環境や美しい景観を守り育む(自然・景観・エネルギー)

ふたつのアルプスを背景に町の面積の7割以上を占める山林は、町に豊かな自然を印象づけている。西側山麓の一部は中央アルプス国立公園に指定され、町を横断する段丘の山林や多くの河川とともに、町の自然をさらに豊かにしている。また、四季折々に変化する美しい景観は、町の大きな

魅力となっている。これらの自然環境は町民全員にとっての大切な財産であり、豊かな自然を守り育みながら、その恵みを未来へつなげていくまちづくりを進める。

また、2050年までに町の二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言した。自然とエネルギーの両面から持続可能なまちづくりを進めていく。

2 自然と共生し、持続的に発展するまちを目指す（集約化・人口問題）

都市化の進展とともに、人口減少や厳しい財政状況が課題となり、インフラや施設の維持が難しくなっている。そのため、適切な人口密度を維持しながら既存の社会資本を有効活用し、持続可能な発展を目指すことが求められる。生活に必要な機能や施設、居住を中心に誘導を進め、既存市街地への集約化を図るとともに、公共交通の充実を推進することにより、自然環境と調和した持続可能な都市構造の実現を目指す。

3 暮らしを大切にすまちをつくる（防災強靱化・都市施設）

近年、気候変動による災害リスクが高まる中、防災機能を備えたまちづくりが求められている。

地震や台風などに備えるため、避難所など防災拠点の整備を進めるとともに、災害時に迅速な対応が可能となるよう、交通や通信網の強化を図る。さらに、耐震化が必要な公共建築物や水道などのインフラの更新を計画的に進め、安全性と機能性の向上を目指す。併せて、住民同士の交流や防災訓練など地区行事への積極的な参加を通じて、住民同士が支え合う仕組みを構築することで、災害にも強い地域コミュニティを築いていく。こうした取り組みを通じて、町民が日々の暮らしを安心して過ごすことができるまちを目指す。

4 交流を育み、魅力ある地域資源を活用して、まちの個性や活力を高める（産業・文化）

町が持つ豊かな自然や歴史、文化などの地域資源を最大限に活用し、町の個性と魅力を高める。また、地域内外との交流を活発化させることで、人や情報、文化が循環するまちを目指す。さらに、地元産業の振興や観光資源の活用を通じて、町の経済基盤を強化し、活気あふれるまちづくりを推進する。

5 町民・事業者・行政がみんなで協働してまちを築きあげる（参画）

まちづくりは町民、事業者、行政が一体となって進めていくものである。課題や提案の共有や、全ての人が参画できる仕組みの確立と、目標に向けて協力し合える環境を整える。また、地域や団体の自主的・主体的なまちづくりに関する活動への支援とともに、協働によるまちづくりを推進し、住む人にとって愛着の持てる、誰もが「自分たちのまち」と誇りを持てるまちづくりを目指す。

また、人口減少の影響として公共施設など既存ストックの維持・更新費用が増大することが予想される。民間による公的不動産を活用した都市機能の強化など、民間活力を活用したまちづくりも積極的に推進する。

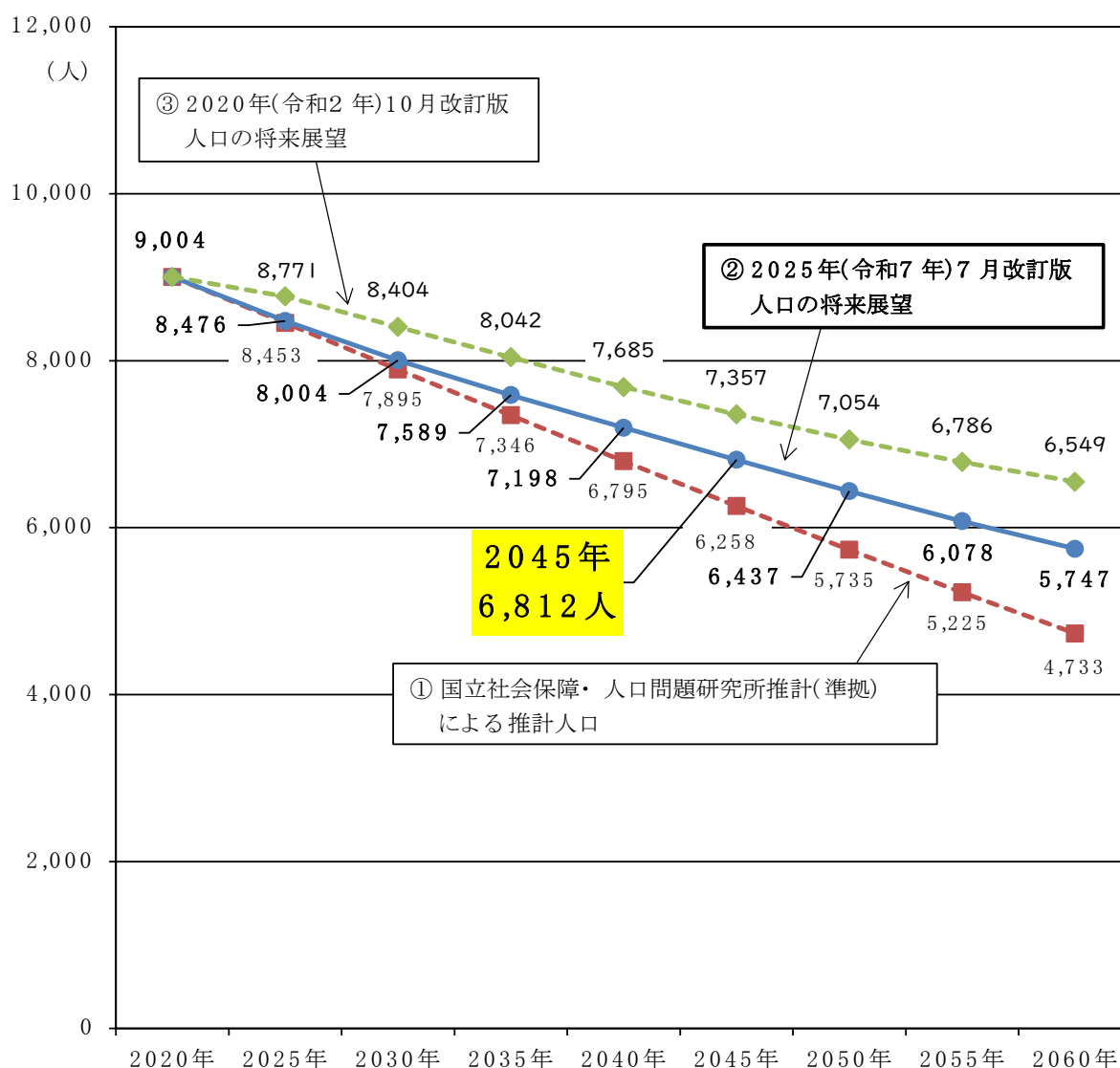
4 将来人口フレーム

将来人口フレームは、将来の都市づくりを計画的に進めるための重要な指標となる。適切な人口規模を設定し、必要な都市機能やインフラ整備を見据えるためのもので、まちづくりの方向性を定める役割を担っている。特に、人口減少や少子高齢化が進む現代においては、地域の持続可能性を考慮し、適切な人口規模を維持・誘導することが求められる。

飯島町第6次総合計画は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の性格も有しており、様々な地方創生の取組などの政策的展望を加えた飯島町人口ビジョンが、目指す将来人口展望を共通の目標として掲げている。

本計画の将来人口フレームは、上位計画となる「飯島町人口ビジョン」が目指す将来人口展望に準じ、令和27年（2045年）の将来人口を6,812人と定める。

図表 6. 将来人口の展望（飯島町人口ビジョン改訂版）



5 将来都市構造

(1) 将来都市構造の基本的な考え方

将来都市骨格構造とは、まちづくりの基本理念や目標を達成するために、現在の土地利用や交通、自然や文化などの地域資源を踏まえ、目指すべき将来の町の姿を分かりやすく描いたものである。

長野県の飯島区域マスタープランでは、圏域における本町のあるべき姿と役割を示した将来都市構造を示している。

上伊那圏域区域マスタープランにおける圏域構造図では、「拠点」、「軸」、「土地利用構成」に分けて将来の姿の形成を描いている。

「拠点」には圏域拠点、都市拠点、地域拠点の3種類あり、本町では飯島駅周辺を地域拠点として位置づけている。

地域拠点とは、圏域拠点や都市拠点ほどの都市機能の集積を有しないものの、鉄道駅や役所の周辺であり、都市拠点を補完し、主に市町村内の日常生活を支える生活サービス機能を維持・充実する拠点を示している。

「軸」は、広域交流軸、地域連携軸の2種類あり、広域交流軸としてJ R 飯田線や中央自動車道、地域連携軸として国道153号を位置付けている。広域交流軸とは、県外を含む圏域外と圏域内を結ぶ広域の交通を担う軸である。地域連携軸とは、広域交流軸を補完し、主に圏域内の各市町村を結ぶ交通を担う軸である。

「土地利用構成」では、町の用途地域を住宅系ゾーン、農業地域をふるさとの農用地、森林地域を自然と共生するゾーンとして位置づけている。

本計画では、この広域的観点に即したうえで、町の詳細な将来都市構造を示す。

本町の都市の骨格構造は、特徴ある自然地形や現状土地の利活用に基づき、面でまとまった広がりを持つ「都市環境ゾーン」、人々が集まる場所や生産活動のある特徴的な機能を持つ「拠点」、さらに「都市環境ゾーン」と「拠点」を結ぶ人の移動や活動の流れの機能を表す「活動軸」によって構成される。

「都市環境ゾーン」では、用途地域及び市街化を誘導する箇所を市街地ゾーンとして位置づけ、居住機能や商業、工業などの産業機能、行政や文化・教育など様々な機能を持つ拠点を集約して配置する。その市街地ゾーンを取り囲むように広がる農地と農地の中に点在する集落を、農住共生ゾーンと位置付ける。また、町の自然環境の特徴となるこれらゾーンや拠点の背景であり、町の自然環境を特徴づける山林を森林ゾーン、河川は水と緑の環境ゾーンとして位置づける。

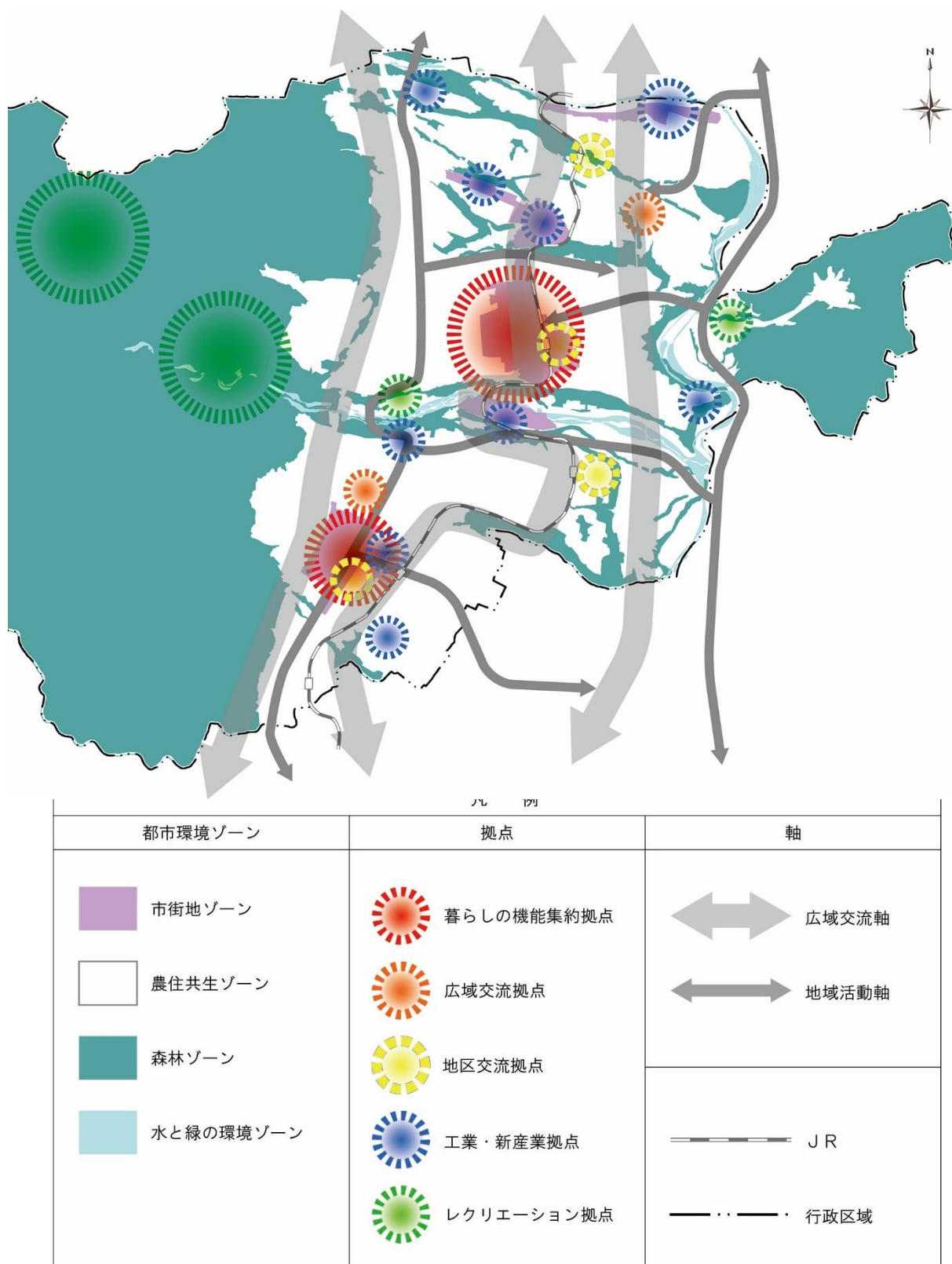
人や物の移動や活動に必要な交通機能を「活動軸」として位置づける。中央自動車道西宮線や国道153号バイパス、J R 飯田線など南北方向の広域的機能を担う広域交流軸は、(仮称)リニア中央新幹線長野駅開業に併せた新規整備を含め、より一層充実を図る。また、地域の東西を横断し、広域交流軸とつなぐ(一)北林飯島線、(町)堂前線などを地域活動軸として位置づけ、市街地ゾーンや農住共生ゾーンの集落地や各種拠点の連絡及び地域間の東西交通の円滑化を図るとともに、与田切川の南北それぞれに配置することで、地域全体の活性化を図る。

図表 7. 将来都市構造の整備方針

都市構造	名称	位置及び整備方針
都市環境ゾーン	市街地ゾーン	都市的土地利用を促進する地域であり、用途地域及び用途地域周辺を位置づける。 ➤ J R 飯島駅及び J R 七久保駅を中心とした市街地では、日常生活に必要とする都市機能の確保と集約を図り、利便性が高いまちづくりを進める。 ➤ 住宅系用途地域では、都市基盤施設の整備や空き家の解消により、良好な住環境の維持及び形成を図る。 ➤ 商業系及び工業系用途地域では、用地の確保などの基盤整備及び企業誘致の推進により、商工業の産業振興を図る。 ➤ 用途地域周辺で市街化が見込まれる地域については、土地利用の方向性を明確にした上で、法的規制を視野に入れ、適正な土地利用に導いていく。
	農住共生ゾーン	営農活動と地域の暮らしが共存する農業振興地域を位置づける。 ➤ 将来にわたり農業振興と優良農地の保全を基本とする。集落や住宅地においては、日常生活に必要とする施設の集約などにより住環境の維持・向上を図る。 ➤ また、農業政策との調整を図りつつ宅地を誘導する区域を定め、乱開発を防ぐ。
	森林ゾーン	町の自然豊かな印象を与える中央アルプス国定公園を含む、東西の森林地域一帯及び町の特徴な地形を成す河岸段丘を位置づける。 ➤ 治山・治水の公益的機能や町の象徴的な景観を成す機能など、多様な機能を持つ良好な自然環境の保全と自然環境に配慮した保健休養地の維持、観光振興を図る。
	水と緑の環境ゾーン	町の自然環境の豊かさを象徴する河川を位置付ける。 ➤ 水辺の景観や生物の多様性を守りながら、住民や訪れる人々が自然に親しめる空間として活用する。 ➤ レクリエーションの場としての魅力を高めるとともに、防災機能や水質保全の役割にも配慮する。
拠点	暮らしの機能集約拠点	J R 飯島駅を中心とした市街地から役場など公共施設が集積している地区や J R 七久保駅を中心とした市街地を位置づける。公共施設が集積し、まちの交流核としてふさわしい空間づくりを行ってきた地区がそれにあたる。 ➤ 町の活動拠点の中心であり、産業の活性化と交通結節点としての機能の維持・向上を図る。

都市構造	名称	位置及び整備方針
		▶各種都市機能の確保と集約により、まちの賑わいと魅力の向上を図る。 ▶大型商業、娯楽、総合医療、高等教育などの広域的な需要への対応や高度で専門的な機能を有する高次機能については、周辺都市との連携により相互に補い合い、暮らしの利便性の向上を図る。
	広域交流拠点	町の農産物や特産物など魅力ある資源を通じ、県内外からの多くの来訪者により賑わいと交流を生み出す道の駅とその周辺一帯を位置づける。 ▶農業と観光振興の拠点であり、町の魅力を伝える場として、より一層の活用と機能の充実を図る。
	地区交流拠点	地区住民の交流の中心である飯島公民館、田切公民館、本郷公民館及び七久保林業センター周辺を位置づける。 ▶日常生活に必要な各種機能の向上と集約により、地域の人口維持と生活環境の向上を図る。
	工業・新産業拠点	グリーン工業団地、針ヶ平工業団地をはじめとした工業団地や、大規模工場周辺を位置づける。 ▶工業の集積と誘致の強化を図り、雇用の確保とより一層の産業振興を図る。
	レクリエーション拠点	与田切公園や千人塚公園、御座松キャンプ場などアウトドアを通じて賑わいと交流を生み出している拠点を位置付ける。 ▶自然環境を活かした、保健機能や集客機能など住民の憩いの場、観光地としての機能向上を図る。
活動軸	広域交流軸	町の南北を縦断し、県内外の広域的な交流を担う交通機能を、広域交流軸として位置付ける。 ▶町民の生活や産業を支える主要な軸であり、都市機能の向上に寄与する。 ▶関係人口の来訪や交流の促進に寄与する軸であり、今後の将来交通の変化にも対応しながら、交通利便性と広域連携を強化する。
	地域活動軸	地区間交流を担う交通機能を地域活動軸として位置づける。 ▶町の東西を横断し、町内間の交流活動に寄与する役割を担っている。東西交通の円滑化により、拠点や地域間の連携機能を強化する。

(2) 将来都市構造



図表 8. 将来都市構造

6 分野別構想

1 土地利用

【基本的な考え方】

町土は、現在及び将来における町民のための限られた資産であるとともに、地域の発展や豊かな住民生活及び生産など社会共通の基盤となるものである。

このように、町土は私有財産である一方で、公共的意味合いの強い資産とも言える。その認識に立ち、本町では、人・文化・自然といった地域の資源を大切にし、それらを活かしながら、時代に応じた形へと発展させ、将来の世代へ引き継いでいくことが求められる。

恵まれた自然環境の保全を図りながら、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と自然的・都市的土地利用の均衡のとれた秩序ある利用を進める。

町では「国土利用計画飯島町計画」を策定しており、そのなかで地域類型別に町土利用の基本方向が示されている。本計画における土地利用の方向性は、これを基本とし、適正かつ計画的な土地利用を図る。

用途地域は、飯島と七久保地区の市街地及び工業団地などの工業地に218ha指定されている。

将来の人口規模を踏まえた既存都市基盤の整備・維持・管理を進めるとともに、コンパクトな市街地の形成を推進し、持続可能な市街地づくりを実現する。

また、周辺住民が徒歩や公共交通機関を利用しやすい範囲に、都市基盤や医療・福祉などのサービス機能をバランスよく配置し、将来にわたって維持可能な都市環境を整備する。

さらに、空き家や空き店舗、空き地の活用や都市計画道路の見直しを通じて、都市のスポンジ化を抑制し、効率的かつ密度の高い市街地の形成を進める。

用途地域の指定のない地域（以下「白地地域。」）は、用途地域と比較して法的規制が緩いため、新たな道路の整備やひとつの開発がきっかけに、周辺の土地にまで影響を及ぼす可能性がある。そのため、一定の宅地化を容認する地域を明確に示し、無秩序な宅地化の抑制と優良農地の保全に努めることとする。

【土地利用の方針と施策】

（１）飯島町土地利用計画の推進

国土利用計画飯島町計画を基本に、適正かつ計画的な土地利用を図る。また、飯島町農業振興地域整備計画、飯島町森林整備計画などの個別土地利用計画との調整を図り、総合的かつ機能的な土地利用を推進する。

（２）用途地域の土地利用の方針

用途地域とは、良好な住環境の保護や商工業の利便の増進を図るために、建てられる建物の種類や使い方を決める地域地区制度である。

① 住居系用途地域

住居系用途地域では、無秩序な都市の拡散を防ぎ、効率的なまちづくりを進めるため、可能な限り用途地域内に居住を誘導する。周辺の自然環境や田園風景に配慮しつつ、都市基盤施設の整備と共に秩序ある土地利用を進め、良好な居住環境を形成する。また、空地や空き家、空き店舗などの未利用地の有効活用により、密度の高い市街地形成を図る。

② 商業系用途地域

既存の商業施設の機能の維持・向上を図り、地域の経済を支えていく。商業機能の充実と併せて、生活環境の利便性と快適性を高めていく。高齢者が歩いて買い物ができる範囲に便利な商業機能を配置するなど、生活圏の整備を進める。

③ 工業系用途地域

既存工業地では、周辺道路の整備や企業用地内の緑化推進など環境対策をさらに強化し、持続可能な産業基盤の形成を図る。加えて物流効率の向上や生産活動基盤の拡充を進めることで、企業の競争力を高め、地域経済の活性化を図る。

主要幹線道路や鉄道などの交通インフラの利便性を最大限に活かし、企業誘致を積極的に推進する。特に、地域の特性に適した産業の集積を進めることで、新たな雇用の創出を図る。また、企業誘致のための新たな工業地の確保を進めるとともに、工業系用途地域への指定の検討など、計画的な土地利用の推進と周辺環境整備の向上を図る。

(3) 白地地域の土地利用の方針

白地地域とは、都市計画による制限や規制が明確に設けられていない地域で、基本的にどのような用途の建物も建てやすいことが特徴である。

農業施策や森林整備計画など個別土地利用計画との調整を図り、総合的かつ機能的な土地利用を推進する。

また、農地など自然的土地利用から都市的土地利用への転換については、地域の活性化につながり、かつ、周辺環境と調和する土地利用に限定することとする。用途地域、特定用途制限地域、建築協定など適正な土地の利用を誘導する様々な手法を活用し、地域住民が望む土地利用を計画的に進めていく。

(4) まちづくり土地利用の設定

土地利用は、大きく「維持・保全が求められる自然的土地利用」と、「持続可能な都市を維持しつつ、より豊かな生活空間をつくるために成長に対応する都市的土地利用」に分けられる。

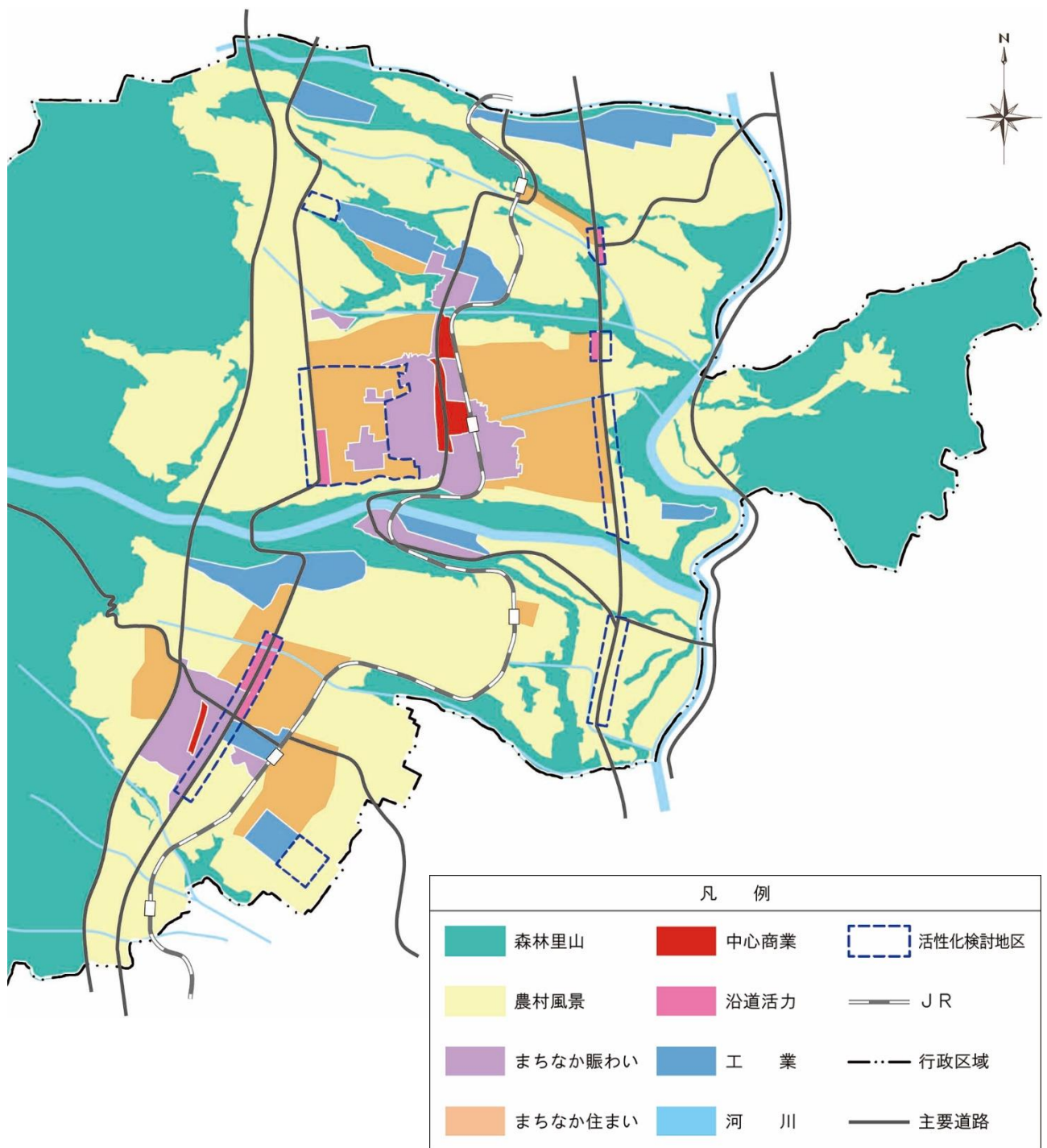
国土利用計画飯島町計画では、土地の特長に基づき6つの地域類型別土地利用区域を設定している。本計画では、その地域類型土地利用区域を、原則として開発を抑制するエリア、生活環境の維持に必要な最低限の整備にとどめるエリア、一定の宅地化を許容するエリアなど開発の段階に細分化し、適正な土地利用を誘導することで、秩序あるバランスの取れた都市の形成を進める。

また、現状では農地などの自然的土地利用が主だが、今後宅地需要が高まると想定される地域や、法的規制を適用することを前提に宅地化を進める地域を「活性化検討地区」として明確に示し、開発需要を適切に集約していく。

図表 9. エリア別基本的な方向

エリア名称	エリアの概要	基本的な方向
森林里山	山林や里山を中心に、河岸段丘などの自然地形を含むエリア	森林資源の持続的な活用を図りながら、将来にわたって雄大な自然環境の維持・保全に努めるエリアである。森林は長年住民に親しまれてきた町の象徴となる空間であり、次世代に引き継いでいく必要がある。森林は木材生産や水源かん養に加え、二酸化炭素の吸収源として重要な公益的機能を有しており、これらの機能を維持・増進するために計画的な保育と資源の活用を推進する。自然環境の保全を重視し、既存施設の維持及び関連施設の開発を除き、新たな開発は原則行わない。里山では、野生鳥獣と生活空間の緩衝帯を確保し、環境や安全に配慮した施設の整備を進めるとともに、良好な里山景観の形成を図る。地域住民や訪れる人々に親しまれる空間を創出し、余暇活動や自然とのふれあいの場として活用する。
農村風景	まとまった農地の中に集落が点在し、農村景観が特徴的なエリア	農用地と宅地がバランスよく保たれ、人と自然が調和する快適な生活空間の形成を図る区域である。農用地は、将来にわたり農産物を確保するための重要な生産基盤であるとともに、防災のための空間や生物多様性の維持、美しい風景や景観の維持など、多面的な機能を有している。そのため、優良農地の確保や農用地の集積・集約化による生産性の向上を図るとともに、適切な管理によって農用地の保全を進める。農村らしい景観の保全と育成にも努め、地域資源の有効活用を進める。 農用地以外の土地利用転換については、都市的土地利用は生活道路や公園など、良好な居住環境の維持・保全を図るための整備にとどめ、新たな開発は原則行わない。
まちなか	まちなかゾーンは、計画的な宅地化を推進するゾーンとして位置づけ、現況の土地利用の特徴を踏まえ、既に都市的活用が進んでいる「賑わいエリア」と、農業振興地域でありながら市街化が進行している「住まいエリア」に区分する。それぞれの土地利用の特性に応じた宅地化を進めることで、秩序あるバランスのとれた都市形成を図る。	
まちなか (賑わい)	商業や公共サービスなど多様な機能が集積し、町の中心的な役割を担うとともに	商業や公共サービスなど多様な機能が集積し、町の中心的な役割を担うとともに、居住が集積しているエリアである。既成市街地の更新と維持を基本とし、都市機能の充実やインフラの適切な管理・更新を進めることで、将来にわたって暮らしやすい市街地とする。さらに、交通ネッ

エリア名称		エリアの概要	基本的な方向
		居住が比較的密集しているエリア	トワークの強化、定住化の促進、空き家や低未利用地の有効活用などによる用地の確保に務め、まとまりがあり密度の高い市街地を実現することで、コンパクト・プラス・ネットワークの形成を進める。
	まちなか (住まい)	まとまった農地の中に集落が点在する用途地域の外周部と、従来からの地域コミュニティが形成されるエリア	農地が広がる中に比較的まとまった住宅があり、従来からの地域コミュニティが形成されている区域である。優良農地の保全を基本とし、無秩序な開発の抑制を図りつつ、農用地から戸建て住宅など小規模な都市的転換を進めることで、地域コミュニティを維持する。良好な居住環境の維持・保全に努めるとともに、民間宅地造成においても計画的な開発が行われるよう適切に誘導し、緑豊かでゆとりのある低層住宅地の形成を推進する。
中心商業		商業・業務や交通機能が集まり、人の往来が活発な商業系用途地域	積極的に商業店舗の誘致や低未利用地の有効利用を促進する区域である。商業や交通など多様な都市機能の充実により、活気ある町並みの形成と地域住民の利便性向上を進める。地域の商業機能の強化のため、必要な用地の確保に努める。
沿道活力		商業・流通機能が多彩で、今後さらなる展開が期待されるエリア	主要道路沿いに商業・流通機能が展開する区域である。通過交通や商業施設を目的とした町外からの利用者も多いため、利便性を活かした地域の振興につながる開発を促進する。適正な場所での用地確保や立地誘導を行い、地域の合意形成や周辺土地利用との調整、景観との調和に配慮した環境形成を進める。
工業		工場の集積地や大規模工場など、町の産業活動の拠点となるエリア	既存の工業団地及び今後産業適地となることが見込まれる区域である。企業の新規立地や移転については、このエリアに集積を図り、景観や環境保護、周辺地域との調和に配慮した誘致を行い、経済の発展と地域の雇用・就労の場を提供する。
活性化検討地区 (重複)		地域振興に寄与する開発を見込むエリア	法的規制や任意協定などの適用を行うことを前提に、地域の活性化に必要な開発を容認するエリアである。無秩序な開発の防止と周辺環境や地域社会との調和を図り、計画的な土地利用を進める。商業施設等については、地域の合意形成や景観との調和を考慮し、適切な立地に配慮する。



図表 10. エリア別土地利用計画図

2 市街地整備

【基本的な考え方】

市街地整備は、住民の安全・安心な暮らしを支え、地域の活力を維持するうえで重要な役割を果たす。土地利用を適切に誘導し、交通網や上下水道などのインフラを計画的に整備・管理することで、効率的で快適な都市空間の形成につながる。

町民の多くは現状の市街地の維持・管理への整備を求めている。町の財政状況を踏まえても、新たな開発に伴う大きな負担を避け、持続可能な形での維持・管理を重視することが必要である。このため、既存の都市機能の有効活用と更新を基本とし、良好な住環境の維持と都市機能の集約を通じて、コンパクトで暮らしやすい市街地づくりを進める。

一方で、市街化が進んでいる地域や今後開発が見込まれる地域については、土地利用計画に基づき、活性化検討地区として位置づけたうえで、特定用途制限地域や地区計画、建築協定、景観協定などの法的な手法を活用し、土地利用や建物用途さらには良好な景観を適切に誘導することで、無秩序な開発の抑制による良好な市街地の形成と町民の生活の質の向上を図る。

住宅の耐震化は、震災時の被害を最小限に抑えるための重要な取組である。町営住宅の耐震化はすでに全棟で完了しており、また、公共施設のうち災害拠点となる施設の耐震化も完了していることから、公共施設においては安全・安心な暮らしの基盤は確保されている。今後は、一般住宅への耐震化支援や空き家の活用などを通じて、地域全体の防災と住環境の質の向上を図る。

交通の要衝となるＪＲ駅の整備も、市街地の利便性を高め、地域間のつながりを強めるうえで重要である。駅周辺の機能充実を図るとともに、バスやタクシーなど公共交通の充実により、誰もが安心して暮らし続けられる市街地の形成を進める。

【市街地整備の方針と施策】

(1) 都市基盤整備の推進

良好な居住環境と都市機能の集約によるコンパクトな市街地形成を目指し、道路や公園の計画的な整備、維持・管理を進める。整備にあたっては、高齢者や障がい者にも配慮したインクルーシブデザイン、ユニバーサルデザインの活用や都市防災機能の強化を積極的に推進する。

(2) 居住機能の充実

公共交通機能や商業機能、インフラ機能など、高齢社会に対応できる機能を兼ね備えた市街地の居住機能を一層充実させることにより、まちなかの定住人口の維持を図る。

(3) 定住人口維持の推進

既成市街地において、若年層や高齢者など多様な世代が安心して住むことができるよう、民間活力および公共事業によって良質な住宅地や賃貸住宅の供給を検討する。

(4) 若年層の定住化推進

若年層の持家取得に対する支援の検討や公営住宅の提供により、定住化を図る。また、地域バランスに配慮し、各地区の利点を活かした施策を展開し、地域ごとの人口動向にも目を配りながら、町全体の魅力向上を目指す。

(5) 住宅の耐震化の促進

住宅の耐震化の重要性について、耐震診断の普及や耐震改修への支援により、町民への情報提供など啓発活動を行い、地域全体の耐震化への取組を促進する。

(6) 空き家などの適切な利用への推進

空き家・空き店舗、未利用地について、空き家バンク制度の推進や公共駐車場、都市機能施設への転換、各種制度の活用による集約化などにより、適正な利用への誘導と密度の高いまちづくりを進める。

(7) J R 駅の機能維持

J R 飯島駅及び七久保駅は、建替えに併せ周辺地区と一体的な整備を推進し、交通結節点としての機能の向上と地域の賑わいを創出する。

3 都市施設

(1) 交通体系

【基本的な考え方】

上伊那地域の骨格を形成する伊南バイパス線は、リニア中央新幹線の開通を契機とした経済的な連携やアクセスの向上によって町の魅力が高まることへの期待に応えるため、一層の広域交通網の強化を図る。

都市計画道路は、昭和 55 年に 7 路線、平成 9 年に伊南バイパス線など 2 路線の合計 9 路線が計画決定されている。伊南バイパス線は、平成 30 年に飯島町本郷から駒ヶ根市赤穂に至る全線が暫定供用で開通し、広域交通を支える主要幹線道路として機能している。それまでその機能を担っていた国道 153 号の役割が変化している。

その他の都市計画道路は、飯島駅からの中心商店街の通りと国道 153 号の市街地の一部が約 20 年前に整備されたにとどまっており、残りの区間は未着手のままとなっている。都市計画道路の区域内では建築制限が課されていることに対する町民への理解や道路整備の必要性など、町の実情や今後の発展に即した都市計画道路網の再構築を図りつつ、計画的に整備を進める。

町の骨格を形成する幹線道路は、既存道路の改良及び維持・管理を主な施策とし、原則として新規道路整備は行わない。ただし、道路の持つ役割・機能を明らかにし、町全体における優先度を踏まえたうえで、必要と判断される場合には整備を行うこととする。

町民が日常的に利用する身近な道路である生活道路は、安全性や歩行者空間の確保を重視し、歩行者や自転車の移動がしやすい環境づくりを進める。

公共交通は、鉄道やバス、タクシーなど多様な交通手段の充実を図るとともに、相互の連携を強化し、公共交通の利便性向上に向けた施策を推進する。また、高齢化社会にも対応した町民が快適に移動できる環境整備を進める。

【交通体系の方針と施策】

(1) 広域交通網の強化

リニア中央新幹線の開業など都市間交通の活性化による広域交通需要への対応、緊急輸送機能など防災機能の向上のため、国道・県道の改良整備、伊南バイパス線の 4 車線化の早期実現を要望していく。さらに国道 153 号伊那バレー・リニア北バイパス計画の実現により、広域交通網の強化を図る。

(2) 道路事業の透明性の向上

道路事業の透明性や客観性を確保するため、幹線道路の持つ機能の明確化と道路整備に対して優先性を明らかにする道路整備プログラムの作成を検討する。

(3) 都市計画道路の見直し

将来の人口規模や交通需要、さらに道路の配置密度や市街地環状網の必要性などを勘案し、都市計画道路のあり方を評価する都市計画道路の見直しを行う。

(4) 防災への配慮

市街地における火災の延焼緩衝帯の機能を併せ持つ道路とするため、適度な道路幅員や歩道、植栽など公共空地を確保し、防災に対応した整備を進める。

(5) 歩行者などの安全確保

主に通学路や駅周辺、学校・福祉・文化施設の周辺は、歩道の設置や人と自動車交通を分離する道路構造への改良、さらに夜間でも安全に歩けるための安全確保を図る。

身近な生活道路では、その地域の生活空間に合った道路幅員の確保による通過交通の排除を行うことで安全性の向上を図る。

(6) 道路構造物の長寿命化

橋梁や擁壁、排水施設などの道路構造物について、定期的な点検や計画的な維持管理、改修・修繕により長寿命化を図ることで、道路の利便性や安全性を高めるとともに、災害にも強い道路空間をつくる。

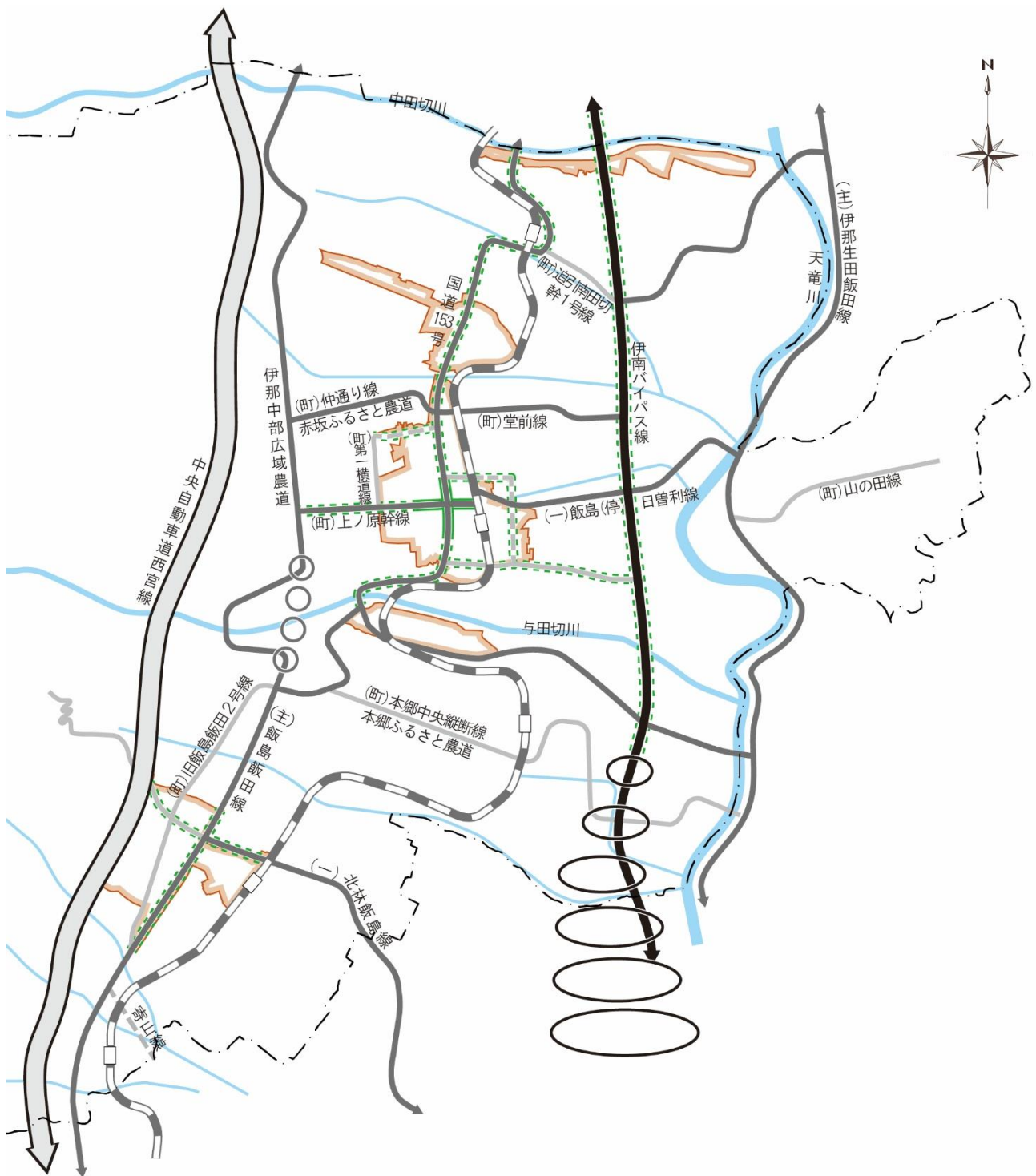
(7) 公共交通の利便性の向上

鉄道やバスなどの公共交通は、高齢化社会に対応したバス路線の新設や乗り継ぎの効率化を進めるなど交通手段の充実を図り、利便性の向上と住民の足の確保に努める。

(8) 幹線区分別の道路の整備方針

幹線区分	上段：主な機能・役割 / 下段：該当路線
主要幹線道路	主に広域圏の骨格を形成し、高速自動車国道を補完しながら、南北の市町村を結ぶ重要な道路である。交通需要の拡大への対応に加え、災害時の緊急輸送路としての役割や、(仮称)リニア中央新幹線長野駅への円滑なアクセス機能も担っている。
	伊南バイパス線(国道153号)
幹線道路	主に町の骨格を形成し、主要幹線道路を補完するとともに、主要な施設へのアクセス機能も果たす。
	国道153号((都)飯島4号線)、(主)伊那生田飯田線、(主)飯島飯田線、伊那中部広域農道、(一)飯島(停)日曾利線、(一)飯島(停)線、(一)北林飯島線((都)飯島5号線)、(町)仲通り線、(町)堂前線、(町)上ノ原幹線
補助幹線道路	主に地域の骨格を形成し、他の幹線道路を補完するとともに、生活に身近な道路として、町民が自動車や徒歩で必要な施設へ便利にアクセスできる役割を果たす。
	(町)追引南田切幹1号線、(町)第一横道線、(町)本郷中央縦断線、(町)飯沼線、(町)旧飯島飯田2号線、(町)山の田線、(町)高尾原北線、(町)寄山線

※(主)主要地方道、(一)一般県道、(町)町道、(都)都市計画道路、その他は通称



凡 例					
	国土幹線道路		幹線道路 (供用)		補助幹線道路 (供用)
	主要幹線道路 (供用)		幹線道路 (未供用)		補助幹線道路 (未供用)
	主要幹線道路 (構想)		幹線道路 (構想)		都市計画道路 (供用)
					都市計画道路 (未供用)
					一級河川
					JR飯田線
					行政区域

図表 11. 主要道路機能図

（３）公園・緑地

【基本的な考え方】

公園・緑地は、住民の憩いや子どもの遊び場、健康づくりの場であるとともに、地域コミュニティの交流、防災、景観形成にも寄与する重要な都市施設である。あわせて、災害時の避難場所としての役割を果たすほか、地球温暖化ガスの吸収やヒートアイランド現象の緩和など、気候変動への対応にも貢献している。

本町には、与田切公園と千人塚公園があり、四季折々の自然を楽しめる場として、町内外から多くの人々が訪れている。一方で、広域的に利用される大規模な公園のほかに新たな公園整備は進んでおらず、特に日常的に利用できる小規模な公園が身近に少ないことが、町民の満足度の低さにつながっている。特に子育て世代や高齢者にとっては、安心して利用できる身近な空間の確保が強く求められている。

今後は、与田切公園の再整備を進めるとともに、地域の特性や利用実態に応じた計画的な整備を進め、市街地や地域拠点における公園・緑地の機能向上と適切な配置を図る。さらに、防災や景観育成の視点も取り入れながら、公園・緑地が持続可能なまちづくりに貢献する整備・保全を進める。

また、本町には２つのアルプスをはじめ、山林や河川、河岸段丘などの自然環境が豊富であり、これらは町の景観形成、防災、住民生活の質の向上において重要な役割を果たしている。

自然の力を防災・環境・景観・健康など多面的に活かすという観点から、こうした自然資源と公園・緑地を相互に活かしながら、連携・調和のとれた保全と利活用を進め、市街地においても自然との共生を実感できる「水と緑のネットワーク」の形成を図る。

【公園・緑地の方針と施策】

（１）広域的公園の機能向上

与田切公園や千人塚公園は、町民はもとより広域的に価値のある公園として、憩いと交流の場としての魅力を高め、多様な利用に対応できる空間づくりを進める。また、インクルーシブデザインやユニバーサルデザインの視点を取り入れた再整備を行う。

（２）身近な公園の整備・改善

日常的に利用できる小規模な公園の新設や公共施設への併設などにより、特に子育て世代や高齢者が安心して過ごせる空間の確保を図る。また、計画から管理まで住民との協働による公園整備を進める。新たな宅地開発の際には緑化を推進することにより、緑とゆとりのある住環境の形成と防災空間の確保に努める。

（３）自然環境と緑地の多面的活用の推進

公園・緑地と山林、河川、河岸段丘などの自然資源がもつ多様な機能を活かし、防災、環境、景観、健康など地域の質を高める整備を進める。グリーンインフラの視点を取り入れ、地球温暖化ガスの吸収やヒートアイランド現象の緩和など気候変動への対応にも貢献できるよう、公園・緑地と自然資源の連携・調和を図る。

（４）河川の水辺の活用と親水化

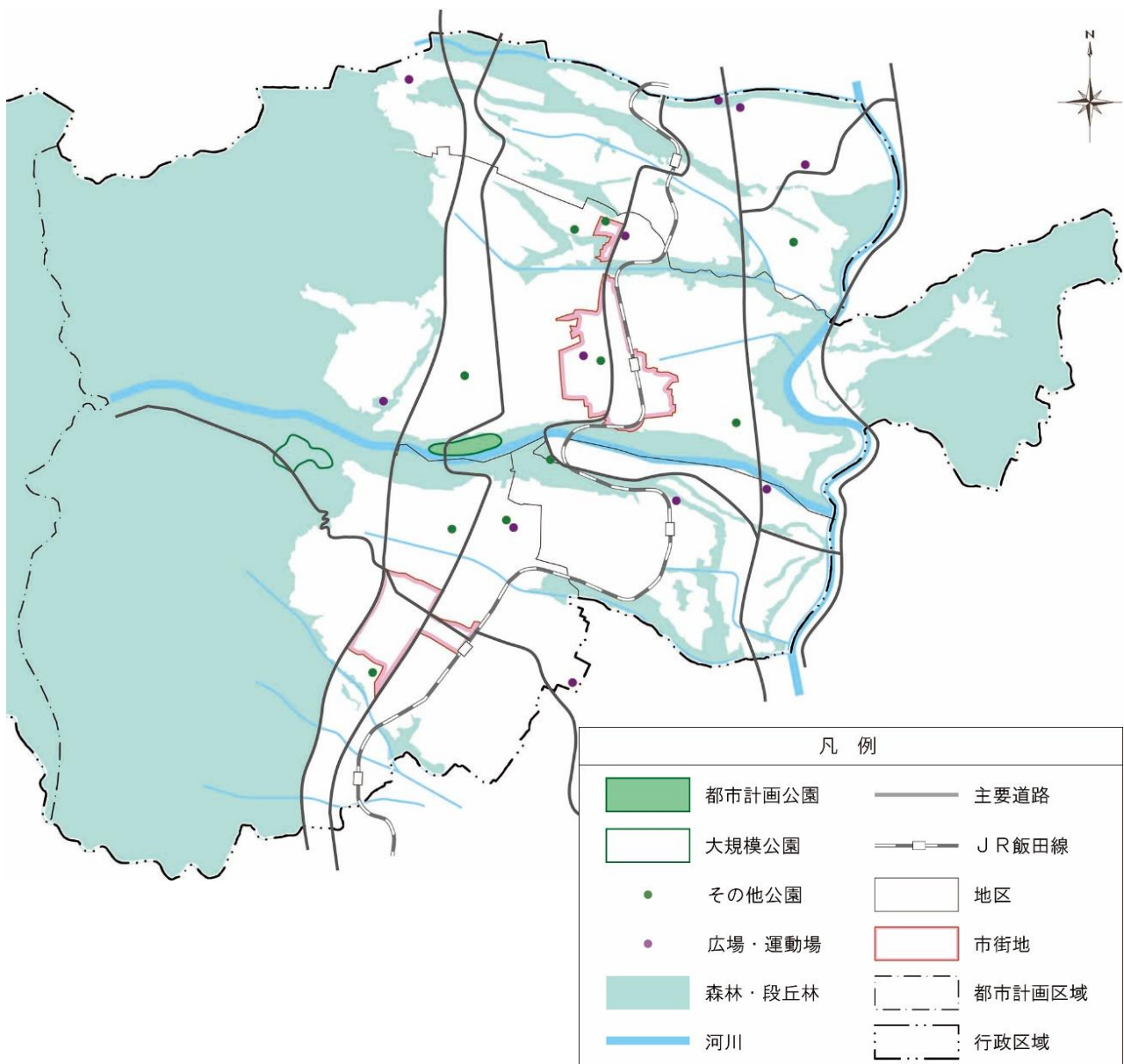
町内を流れる河川や水路について、防災対策を優先しつつ、親水化と生物多様性などに配慮した水辺づくりを町民参加により進める。

(5) 総合的な緑地の保全と緑化の推進

快適な生活環境の形成や地域特性に応じた緑の保全・創出の観点から、緑の基本計画の策定などにより、緑の将来像の明確化と緑地の保全と緑化の推進を総合的かつ計画的に進める。

(6) 地域資源との連携による水と緑のネットワークの形成

山林、河川、河岸段丘など特徴ある自然資源の連携を意識しながら、公園・緑地の面的・線的なつながりを意図した水と緑のネットワークを推進し、市街地でも豊かな自然を実感できる空間づくりを行う。



図表 12. 水と緑のネットワーク図

(4) 上下水道

【基本的な考え方】

上下水道は、安全で快適な生活環境の実現と地域の持続可能な発展を支える重要なライフラインである。

上水道は、清潔で安全な飲料水を安定的に供給することを目的としており、住民の健康を守り、生活環境の質の向上に寄与するとともに、災害時の水源確保にも重要な役割を果たす。そのため、安全で安定した良質な水の供給に努めることが求められている。

今後は、上水道の水道管など更新時期を迎える施設の割合が増えることから、水道管の破損等による日常生活の影響や災害時の断水リスクが懸念されるため、強靱で安心できるライフラインを強化する。また、災害時でも迅速に飲料水を供給できるよう、施設管路など施設の更新による効率的な維持管理の推進に努める。

公共下水道は、生活排水や雨水を効率的に処理し、衛生的で快適な生活環境の向上と公共衛生の確保を図ることを目的としている。河川などの水質保全を通じて自然環境の保全に貢献し、安全な地域づくりを支える重要な社会基盤となっている。

快適で衛生的な生活環境と河川などの水質を保全するため、公共下水道へのつなぎ込みや合併浄化槽の設置など更なる普及促進を行う。また、施設の効率的な維持・管理と統廃合による経営の健全化に努める。

【上下水道の方針と施策】

(1) 安全で安定した水の確保

水を安定的に供給できるよう水源の確保、供給量の確保に努める。施設管路の耐震化とともに、老朽管路の改修を計画的に進め、また、浄水場の耐震化により、安全で安定した水道水の供給に努める。施設の耐用年数を考慮し、計画的な上水道施設の更新整備を進める。さらに、水源地の確保や水質検査を適切に実施し、水質管理の強化に努める。

(2) 快適で衛生的な下水道・合併浄化槽の推進

下水道へのつなぎ込みや合併浄化槽の普及を促進する。既存の浄化槽の適正な維持・管理を啓発し、住環境の向上と地域全体での水環境の改善に努める。

(3) 下水道事業の経営の健全化

効率的な施設運営を目指し、施設の統廃合を進めることで経費削減を図る。また、事業運営の効率化に努め、経営基盤の強化による経営の健全化を図る。

(4) 適正な維持管理の推進

上水道については、計画的な配水管網の維持・管理、日常的な点検や整備を行い、安定的な水道の供給を維持する。下水道については、公共下水道施設や合併浄化槽の適正な使用を促進し、施設への負荷軽減を図る。また、放流水質の環境基準を維持するため、適正な維持管理に努める。さらに、大規模震災に備えた管渠施設の耐震化を進め、安全で安心な生活環境を確保する。

4 景観育成

景観は「まち」のイメージを決定する重要な要素のひとつである。本町では飯島町景観計画に基づき景観行政を推進してきた。景観計画は伊南バイパスの開通に向けた対策の一つとして策定された。景観計画は策定して5年以上が経過し、今後は住民参加による景観育成が必要である。

【基本的な考え方】

景観育成は、住民の誇りや愛着を育み、訪れる人々にも町の魅力を伝える重要な要素であり、地域の景観は、その土地ならではの魅力を反映し、住民の暮らしに潤いをもたらす貴重な資源である。自然環境や歴史的背景に育まれた景観は町の価値を高め、次世代へ継承すべき財産となる。

本町は天竜川を境に東西に傾斜した地形を成していることから、町のほとんどの場所から中央・南のふたつのアルプスを望むことができる。この景観は住民の誇りであり、この眺望を守ることを最優先の事項として「飯島町景観計画」が定められている。「飯島町景観計画」に掲げられた基本目標である「ふたつのアルプスが見えるまち、田園風景が広がるまち、花咲く花のまちを次の世代へ引き継ぐ」を目指し、町民や関係者と連携して景観まちづくりを推進する。

また、本町は様々な土地利用特性や景観特性を持った地域が集まっている。このため、各地域の特性を活かし、メリハリのある景観保全・育成の方針を定め、地域ごとの景観維持・向上を図ることで、町全体の魅力を高め、住民が誇りを持てる美しい景観を創出する。さらに、町民や事業者との協力により、景観育成への意識向上や活動支援を行い、地域ぐるみの景観まちづくりを進めていく。

町や地域の特性を活かした景観育成が特に必要な地域については、景観形成住民協定の締結や景観形成重点地区、景観地区、景観協定などの指定など、町民の自主的な活動への支援と各種制度を活用していく。

屋外広告物は、建物と同様に町の景観を構成する重要な要素となる。飯島町屋外広告物条例に基づき、きめ細かで良好な景観育成を進めつつ、公衆に対する危害の防止や地域の特性に調和した屋外広告物の設置を促進し、景観の維持・向上に寄与するよう努める。

【景観育成の方針と施策】

(1) 区域区分

区域区分	上段：基本方針／下段：景観づくりの方策
山岳区域	国定公園の持つ優れた景観や、森林の持つ様々な機能を保全・維持しながら景観づくりを進めます。
	✓ 自然公園法、長野県立自然公園条例に基づき、良好な自然景観の保全を図ります。 ✓ 建築物の建設等や土地の形質の変更などの際には、周辺の自然景観との調和を図りつつ、秩序ある開発に努めます。
山麓区域	緑豊かな山麓の素晴らしい景観を保全・維持しながら景観づくりを進めます。

区域区分	上段：基本方針／下段：景観づくりの方策
	✓ 飯島町森林整備計画に基づき自然環境の保全と、森林管理・整備に努めます。 ✓ 区域内の林道や堰堤などの施設や登山道の整備は、周辺の自然景観との調和を図り、秩序ある開発に努めます。
里山区域	中山間地における農業の振興と併せ、高台から望む田園と住まいの調和を保全・維持しながら景観づくりを進めます。 ✓ 農業振興を基本とし、農地の無秩序な転用や遊休農地を抑制し、優良農地の保全を図ります。 ✓ 建築物の建設等や土地の形質の変更などの際には、傾斜のある田園景観と山並みに調和するような、配置、形態・意匠に配慮します。
田園区域	両アルプスを背景に、広々とした田園と人々の生活、花のあるまちが調和する景観づくりを進めます。 ✓ 農業振興を基本とし、農地の無秩序な転用や遊休農地を抑制し、優良農地の保全を図ります。 ✓ 建築物の建設等や土地の形質の変更などの際には、山並みの眺望を意識し、田園景観となじむような配置、形態・意匠に配慮します。 ✓ 各所で行われている花のあるまちづくりを推進します。 ✓ 河岸段丘や河川は、防災対策を第一に、保全を図りつつも景観への配慮に努めます。
市街地区域	住民生活の中心拠点として活気と魅力があり、快適で潤いのある景観づくりを進めます。 ✓ 建築物の建設等や土地の形質の変更などの際には、産業振興を基本とし、個性を活かしつつ、賑わいを感じられるようコミュニティの集積が保てるような配置、形態・意匠に配慮します。 ✓ 周辺の樹木や田園の緑地の活用、花植えなどにより、まちの緑化に努めます。 ✓ 空き家などは、再利用や撤去など適切な管理に努め、安全の確保と賑わいを高めます。 ✓ 緩衝帯の設置や道路から見える建物の色彩や素材などに配慮し、自然豊かで優良な工業団地としてのイメージを高めます。

(2) 重点地区

重点地区	上段：基本方針／下段：景観づくりの方策
沿道景観軸	町内外問わず多くの人の目に触れ、町を印象づける重要な視点場として、両アルプスが見える景観づくりを進めます。 ✓ 沿道の建築物の連続性などの調和に配慮し、道路からの両アルプスの眺望を確保します。 ✓ 通過する人へのおもてなしとして、沿道の緑化や花植えなどにより、両アルプスが映える沿道を演出します。 ✓ 道路の機能に応じ、安全の確保とともに、快適でゆとりのある沿道を形成します。

(3) 参加の仕組みづくり

(1) 景観意識の向上

良好な景観の形成は、地域に暮らす町民の景観への関心と積極的な参加によって実現される。地域の景観に対する関心を高め、多くの人々が景観形成に取り組むことができるよう、景観啓発活動を通じて町民の意識向上を図る。

(2) 景観形成住民協定の締結促進

地域住民による自主的な景観形成を促進するため、景観形成住民協定の締結を推進する。町は「飯島町景観形成住民協定」として認定し、地域の景観育成の向上を目指す。

また、景観形成住民協定地区は、地域住民の意向を尊重し、景観計画区域の重点区域への指定や景観地区、景観協定などへの発展へと進めていく。

(3) 地域景観活動の促進

飯島町の美しい景観を維持するためには、行為の制限だけでなく、町民や事業者による清掃活動や緑化活動も重要である。これらの地域景観活動に対して支援を行い、町民や事業者が積極的に参加できる仕組みを検討する。

(4) 屋外広告物の適正な誘導

町内各所からの眺望に配慮し、景観を美しく保つため、屋外広告物の設置場所やデザインについて適切に誘導する。また、デジタルサイネージなど新しい表現方法にも柔軟に対応し、現代のニーズに即した屋外広告物の設置を進める。

- 町の豊かな自然と調和するよう、田園景観を損なわない屋外広告物への転換や誘導を促進する。
- 主要道路沿いの風景に調和し、大きさや色が過度に目立つ屋外広告物を避け、多くの人の目に触れる沿道の景観を守る。
- 町内の多様な場所から望まれる景観を保護し、屋外広告物が眺望を妨げないよう配慮する。
- 町民にとって有益な情報源となる屋外広告物が、生活に役立つ情報を提供しつつ、景観との調和を保ちながら利便性を高めていく。

5 都市防災

近年における自然災害の頻発、大規模化を踏まえて、本改訂において新たに安全で安心な日常生活を送るために都市防災の項目を追加した。

【基本的な考え方】

近年、地震、台風、豪雨などの自然災害が頻繁に発生しており、水害や土砂災害の規模も年々激甚化している。特に市街地では、密集した建物や交通インフラが災害時の被害を拡大させるリスクを高める。また、多様な都市機能や経済活動が集中しているため、これらの機能を災害時に維持し、迅速に回復させることが求められている。

本町は、東海地震に関連する地震防災対策強化地域および南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、これらのリスクに対応した防災対策を講じる必要がある。このため、施策の一環として、ハザードマップの作成を行い、町民に各種災害の危険性を広く伝えるとともに、住宅の耐震診断や耐震改修、耐震シェルターへの支援など、町民の安全確保を目的とした取り組みを進めている。さらに、町営住宅や学校、社会福祉施設など、多くの人々が利用する公共施設の耐震化率は100%に達しており、公共施設の耐震化を進めてきている。

都市防災の目的は災害の完全な回避ではなく、被害を最小限に抑え、災害後に速やかに社会活動を再開できるようにすることである。そのためには、災害に強いインフラ整備に加え、町民の防災意識の向上や緊急時の迅速な対応体制の整備が欠かせない。

町民の生命と財産を守り、安全で安心な日常生活を維持するため、災害に備えた総合的な防災体制を確立し、災害に強いまちづくりを推進する。都市防災に関連する具体的な施策の実施に際しては国や県の防災対策に加え、「飯島町地域防災計画」や「飯島町国土強靱化地域計画」などの既存の防災計画に基づき、総合的かつ計画的に進めていく。

【都市防災の方針と施策】

（１）都市防災機能の強化

防災機能を備えたオープンスペース確保のため、道路や公園などを計画的に整備し、災害に強い市街地形成を目指す。

また、緊急輸送路や住宅が密集している地域の幹線道路など、地震時の避難や救助活動、物資輸送に重要な役割を果たす道路については、沿道建築物耐震化促進路線の指定を行ったうえで、沿道の建築物に対して耐震診断及び耐震改修の促進とともに、必要に応じて道路の拡幅を行う。

（２）土地利用の規制誘導

災害リスクの低減を図るため、土地利用の適正化を推進する。災害リスクの高い地域における新たな開発を抑制するとともに、安全な地域への誘導を促進する。また、ハザードマップを活用し、災害リスクの高い地域での建物の建築や土地利用に関する指導・助言を強化し、被害の未然防止に努める。

（３）既存建物の安全対策

既存建物の耐震化・不燃化を促進し、地震や火災に強い市街地の形成を図る。耐震診断の実施や改修工事、耐震シェルターへの支援制度を充実させ、特に住宅における安全確保を推進する。さらに、空き家など老朽化した危険な建築物の除却を支援し、住民の生命と財産を守る安全なまちづくりを進める。

（４）自然災害対策

水害や土砂災害などの自然災害への備えを強化する。河川や急傾斜地については、被害を未然に防止するための必要な対策を国や県と協力して取り組む。また、気象情報の早期把握と町民への迅速な情報提供体制を強化し、警戒避難体制の充実を図る。

（５）町民主体の防災力の向上

地域住民と連携した防災・減災活動を推進し、町民の自助・共助の精神に基づく災害に強い地域づくりを目指す。また、災害時の安全性を向上させるとともに、平常時にも地域コミュニティの活性化を図る。

6 低炭素まちづくり

地球温暖化対策への対応において、都市計画の持つ役割は重大であることを踏まえ、本改訂より低炭素のまちづくりの項目を追加した。

【基本的な考え方】

低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進する観点から、都市における温室効果ガスの排出削減が求められている。このことから、国や産業界では低炭素社会の実現に向けた取組が加速している。

国は、2050年までにカーボンニュートラルを達成することを目標に掲げ、地域における脱炭素社会の実現に向けたロードマップを策定し、再生可能エネルギーの主力電源化などを推進している。

長野県においても、「長野県ゼロカーボン戦略」を策定し、2030年までに温室効果ガスの実質排出量を2010年度比で60%削減、2050年度までに102%削減することを目指している。この戦略では、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー性能の高い住宅・建築物の普及など、地域特性を活かした施策が展開されている。

飯島町では、令和4年10月29日に「飯島町カーボンニュートラル宣言」を表明し、2050年までに町の二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現と、「環境循環ライフ構想」へ向けた取組の推進を掲げている。

これを受け、「飯島町カーボンニュートラル実行計画」を策定し、2013年度比で2030年度までに二酸化炭素実質排出量※を52%削減、2050年までに102%削減するという明確な目標を掲げた。この目標を達成するため、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化、森林吸収対策を通じて、地域全体の温室効果ガス排出量の削減を目指している。

まちづくりの観点からは、コンパクトシティの形成と公共交通の充実を図り、二酸化炭素排出量の増加を抑制する都市構造への転換を促進する。また、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を強化し、地域のエネルギー自給率の向上を目指す。さらに、公共事業においてはグリーンインフラの導入を検討し、都市の気候適応能力を高めるとともに、自然環境との調和を図る。

これらの取組を一体的に推進することで、環境負荷を抑制し、持続可能で低炭素なまちづくりを実現する。

※（人為的な発生源による二酸化炭素排出量から、森林による吸収量を差し引いた排出量）

【低炭素まちづくりの方針と施策】

（1）集約型都市構造への転換

まちの無秩序な拡大を抑制し、人の移動や物流に伴う二酸化炭素の排出の抑制に寄与する。また、公共施設や医療・福祉施設、商業施設など生活に必要なサービスが集約され、それらを効率よく利用できる集約型都市構造への転換を図る。

（2）公共交通機能の充実

電車や町営バス、乗合タクシーなど公共交通の利便性を向上させ、移動が自家用車から公共交通へ、さらには集約型都市構造の確立により、徒歩や自転車への転換を促す。バスや電

車の運行頻度や交通網の拡充などの整備と併せ、公共交通の利用を推進するための検討を行う。

(3) 省エネルギー性能の高い建築物の普及

Z E H、Z E Bなど高い省エネルギー性能を持つ建物の普及を進める。断熱性能の向上や、太陽光発電、L E D照明などの導入を促進することにより建物のエネルギー消費を削減し、エネルギー効率が良く温室効果ガスの排出が少ない環境を実現する。

(4) 森林保全

町の5割以上を占める森林は二酸化炭素の吸収源として有効であり、その機能を維持・強化するために、間伐や木材利用の推進、樹木の更新など適正な管理と乱開発の抑制に努める。

また、木質バイオマスや小水力発電など、再生可能エネルギーの生産の場としての活用を図り、地域資源の有効活用を推進する。さらに、森林吸収量の向上を目指し、植樹や育樹、里山保全活動を通じて、自然環境の保全と温暖化対策を一体的に進める。